

---

**第3次 小美玉市障がい者計画  
第4期 小美玉市障がい福祉計画**

---

**【 素 案 】**

平成27年 月  
小 美 玉 市



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要 .....	3
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の対象者、障がい者 .....	7
第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状 .....	8
1. 総人口等の推移 .....	8
2. 障がい者数の推移 .....	10
3. アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状 .....	16
第3章 計画の基本理念・基本目標 .....	35
1. 基本理念 .....	35
2. 基本目標 .....	35
3. 施策の体系 .....	36

## 第2部 障がい者計画

第1章 理解とふれあいをめざして .....	41
1. 広報・啓発活動の推進 .....	41
2. 福祉教育の充実 .....	42
3. 交流・ふれあいの促進 .....	43
4. NPO活動・ボランティア活動の育成と支援 .....	44
第2章 個性と可能性を伸ばす教育をめざして .....	46
1. 就学前療育の充実 .....	46
2. 教育の充実 .....	47
第3章 就労機会の充実をめざして .....	49
1. 就労機会の拡大及び雇用の安定 .....	49
第4章 生活を支える福祉サービスをめざして .....	51
1. 相談・情報提供体制の整備 .....	51
2. 障がい福祉サービス等の充実 .....	53
3. 権利擁護及び差別の解消の推進 .....	54
4. 障がい者の虐待防止対策 .....	55
5. 生活安定施策の充実 .....	56
6. 福祉人材の養成・確保 .....	57
7. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 .....	58
第5章 保健・医療の充実をめざして .....	59
1. 早期発見・早期療育体制の整備 .....	59
2. 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成 .....	61
3. 精神障がい者への支援 .....	62
4. 難病患者及び在宅重度障がい者への支援 .....	63

第6章 安心して暮らせる生活環境をめざして.....	64
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進.....	64
2. 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）.....	65

### 第3部 障がい福祉計画

第1章 施策の体系.....	69
1. 計画の体系.....	69
2. サービスの内容.....	70
第2章 障がい福祉計画の基本目標.....	72
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	72
2. 福祉施設から一般就労への移行.....	73
3. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行.....	74
4. 地域生活支援拠点等の整備.....	74
第3章 障害福祉サービスなどの利用実績と第4期における見込量.....	75
1. 訪問系サービス.....	75
2. 日中活動系サービス.....	77
3. 居住系サービス.....	80
4. 計画相談支援・地域相談支援.....	81
5. 障がい児支援.....	82
6. その他のサービス.....	84
第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量.....	85
1. 理解促進研修・啓発事業.....	85
2. 自発的活動支援事業.....	86
3. 相談支援事業等.....	87
4. 成年後見制度法人後見支援事業.....	89
5. 意思疎通支援事業.....	90
6. 日常生活用具給付事業.....	91
7. 手話奉仕員養成研修事業.....	92
8. 移動支援事業.....	93
9. 地域活動支援センター.....	94
10. その他の事業.....	95

### 第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて.....	99
1. 地域福祉の推進.....	99
2. 情報提供の充実.....	99
3. 相談支援体制の充実.....	99
4. 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成.....	99
5. 関係各課・関係機関等との連携.....	99
6. 計画推進の評価.....	100

## 「障がい」の表記について

### 1. 表記の実施

小美玉市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、省令名等及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等のような固有の名称を除き、次のとおり表記することとしています。

【例示】障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

### 2. 表記の理由

「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、一般的に、「障害者」の「害」の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えられます。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

### 3. 表記の方針

心のバリアフリーを進めるため、市が策定する計画等においては、上記のルールに従って表記します。



# 第1部 総論





# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

わが国では、障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成25年度～29年度）」を平成25年9月に策定し、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図っています。

平成18年4月に施行された、「障害者自立支援法」が平成25年4月に総合的な支援を目的として法改正が行われ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と名称が変更になりました。この法改正において、目的規定の「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記がされるとともに、社会モデルに基づく基本理念が新たに掲げられ、障がい者が「地域で生活する権利の保障」が実質的に定義されました。また、「制度の谷間」を埋めるべく、難病等が障がい者の範囲に加えられたことにより、対象者の拡大が図られました。平成24年4月には、児童福祉法の改正により障がい児施設及び事業が一元化され、これまで障がい児に対する支援は、障害者自立支援法と児童福祉法のそれぞれの枠組みのなかで行ってききましたが、より一層、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるようになりました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が国会で成立し、平成28年4月に施行されることとなり、国ではガイドラインの作成や広報・啓発を行っています。

また、これまで、「障害者の権利に関する条約」については、国内の障がい者福祉に係わる法律の整備が必要とされていたため締結及び批准に至っていませんでしたが、「障害者基本法の改正、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者雇用促進法」という。）」、「障害者差別解消法」の制定等により、わが国では、平成26年1月20日付けで同条約の批准書を国連事務総長に寄託し締結をしました。同条約は平成26年2月19日から国内で効力を生ずることとなりました。

こうした法律の制定及び改正により、より一層、障がい者の権利の実現に向けた取組を強化していくことが求められています。

本市では、平成18年度に第1期の「小美玉市障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）」が策定され、現在では、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に掲げ、「第2次小美玉市障がい者計画（平成24年度～平成26年度）」及び「第3期小美玉市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」の計画を推進してきたところです。

この度、両計画の計画期間が終了するとともに、国の新たな制度にも対応するため、本市の障がい者施策の方向性を定める「第3次小美玉市障がい者計画」及び「第4期小美玉市障がい福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向を考慮するとともに、「小美玉市総合計画（平成20年度～平成29年度）」での保健福祉部門の基本目標と整合性を図り策定します。さらに、県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）」とも整合性を図った上で策定します。

「第3次小美玉市障がい者計画」は、本市の障がい者の総合的な施策を推進するための理念や基本的な方針、目標を定める計画として位置づけられます。

「第4期小美玉市障がい福祉計画」は、「第3次小美玉市障がい者計画」を上位計画とし、障がい者の地域移行や就労支援など地域生活を支えるための障がい福祉サービス等の確保に関する具体的な数値目標や、サービスの提供方法を定める、実施計画として位置づけられます。

### ■障害者基本法[抜粋]

#### 第11条（一部抜粋）

第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

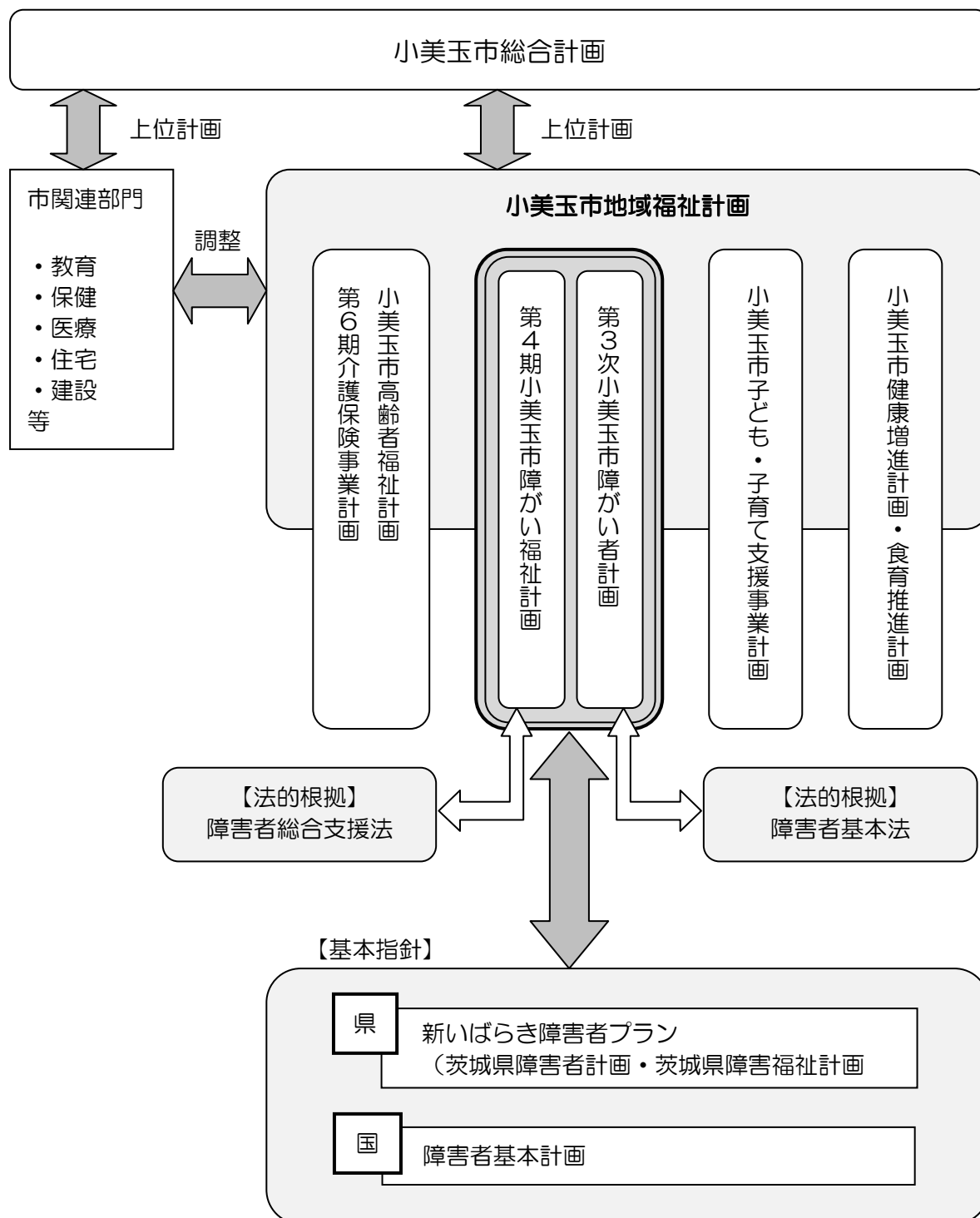
### ■障害者総合支援法[抜粋]

第88条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2項 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【他計画との連携図】



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者計画	第1次 小美玉市障がい者計画 (平成21年度～平成23年度)			第2次 小美玉市障がい者計画 (平成24年度～平成26年度)			第3次 小美玉市障がい者計画 (平成27年度～平成29年度)		
			見直し			見直し			
障がい福祉計画	第2期 小美玉市障がい福祉計画 (平成21年度～平成23年度)			第3期 小美玉市障がい福祉計画 (平成24年度～平成26年度)			第4期 小美玉市障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)		
			見直し			見直し			
小美玉市総合計画	小美玉市総合計画 (平成20年度～平成29年度) 前期計画(平成20年度～平成24年度)      後期計画(平成25年度～平成29年度)								

## 4. 計画の対象者、障がい者

「第3次小美玉市障がい者計画」においては、障がい者福祉に関する施策を社会全体で推進していくことを目的としていることから、計画の対象者は全市民とします。また、この計画でいう「障がい者」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法に定められる「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他難病患者など心身の機能に障がいがある人であって、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当の制限を受ける状態にある人々」を総称しています。

「第4期小美玉市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制を確保するための実施計画であり、この計画でいう「障がい者」とは、障がい福祉サービス等の対象者及び障がい児通所支援の対象者として、以下の人を対象とします。

### 【障害者総合支援法】

- 身体障害者福祉法に規定されている身体障がい者
- 知的障害者福祉法にいう18歳以上の知的障がい者
- 精神保健福祉法に規定されている18歳以上の精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上の者

### 【児童福祉法】

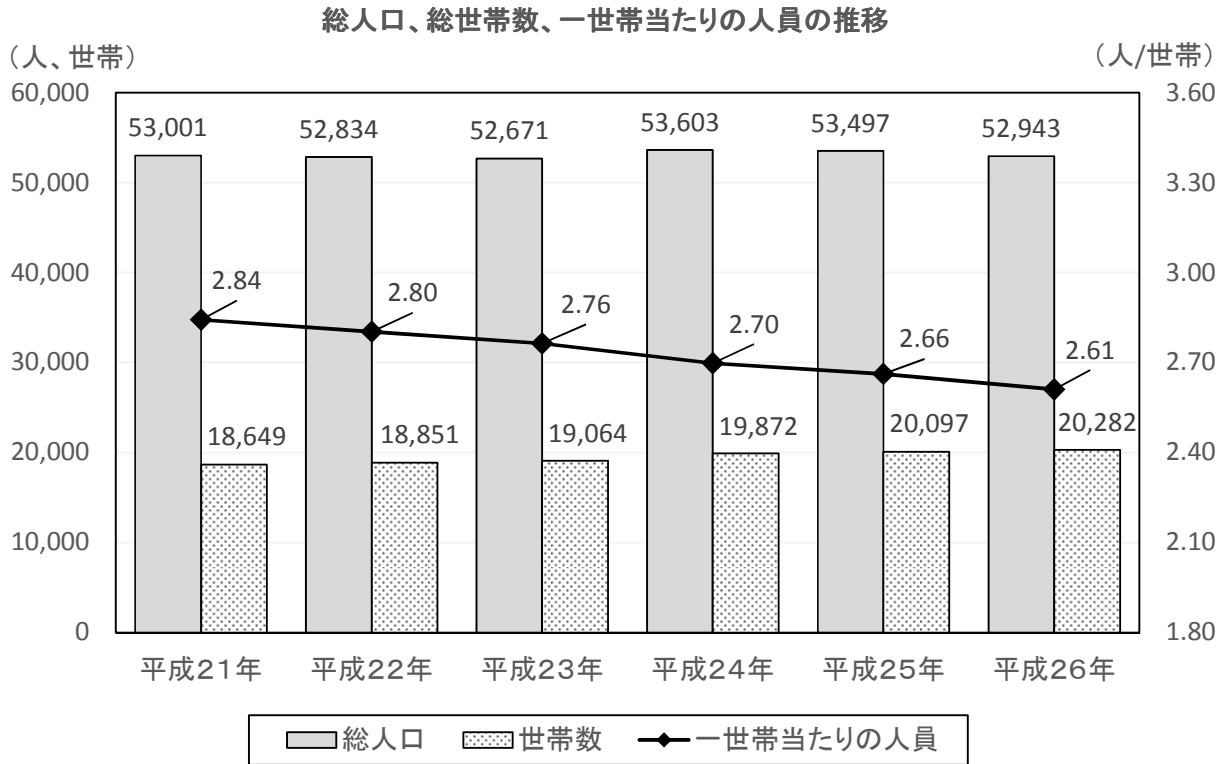
- 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である障がい児

## 第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状

### 1. 総人口等の推移

#### (1) 総人口と総世帯数の推移

本市の総人口は、平成21年度から平成26年度にかけて横ばいとなっており、平成26年度では52,943人となっています。一方、世帯数は微増の傾向にあり、平成26年度で20,282世帯となっています。その結果、一世帯当たりの人員は年々減少しており、平成26年度では2.61人となっています。



(単位：人、世帯、人/世帯)

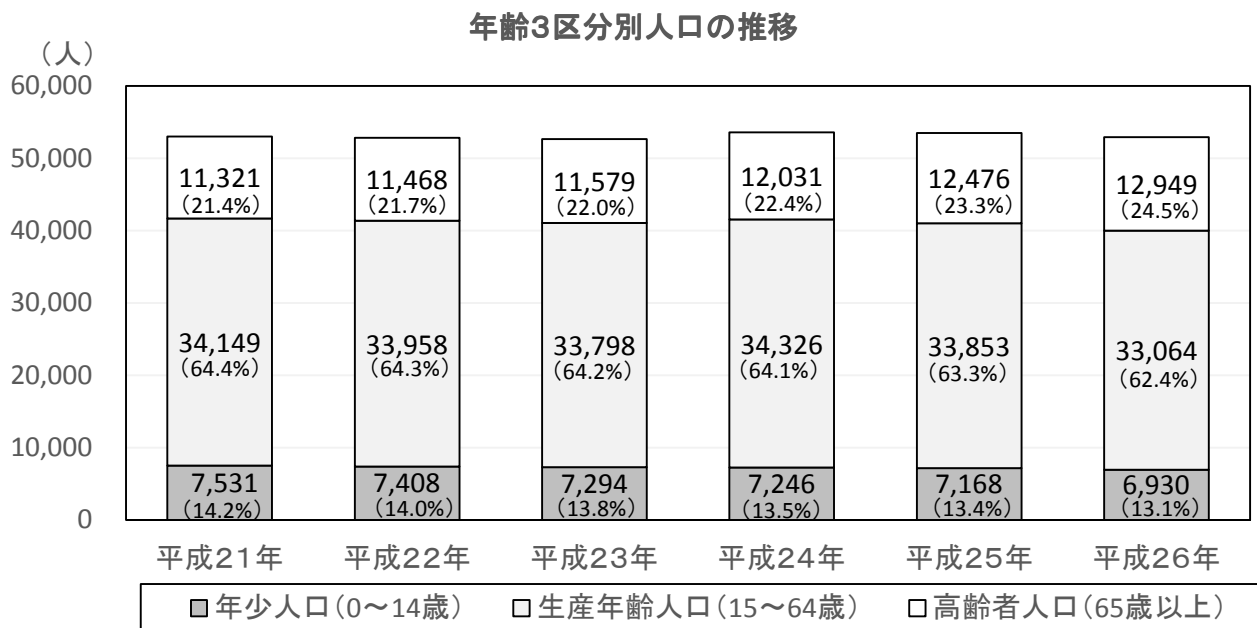
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	伸び率 (H21→H26)
総人口	53,001	52,834	52,671	53,603	53,497	52,943	△0.1%
世帯数	18,649	18,851	19,064	19,872	20,097	20,282	8.8%
一世帯当たりの人員	2.84	2.80	2.76	2.70	2.66	2.61	△8.2%

※住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年度以降のデータは「外国人を含めた住民基本台帳人口」を掲載しています。

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成21年度から平成26年度で伸び率は14.4%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は24.5%となっています。



(単位：人)

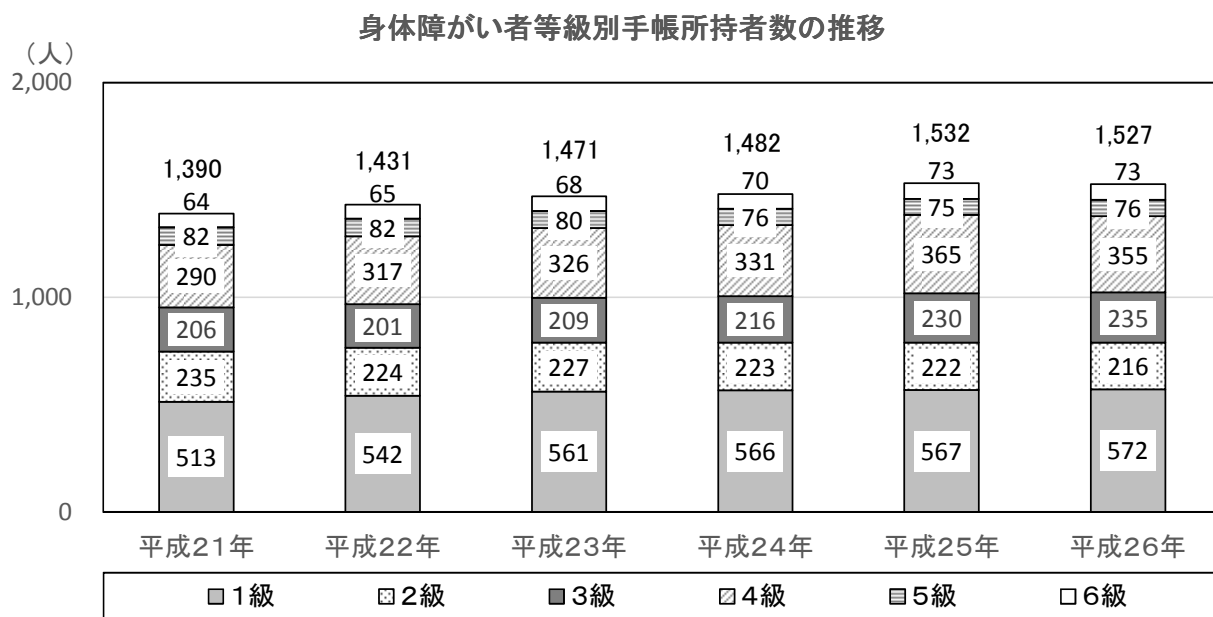
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	伸び率 (H21→H26)
年少人口 (0~14歳)	7,531 14.2%	7,408 14.0%	7,294 13.8%	7,246 13.5%	7,168 13.4%	6,930 13.1%	△8.0%
生産年齢人口 (15~64歳)	34,149 64.4%	33,958 64.3%	33,798 64.2%	34,326 64.1%	33,853 63.3%	33,064 62.4%	△3.2%
高齢者人口 (65歳以上)	11,321 21.4%	11,468 21.7%	11,579 22.0%	12,031 22.4%	12,476 23.3%	12,949 24.5%	14.4%

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

## 2. 障がい者数の推移

### (1) 身体障がい者等級別手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は、近年、増加傾向にあり、平成26年10月31日現在で1,527人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が30%強の割合で最も多くなっています。



(単位：人)

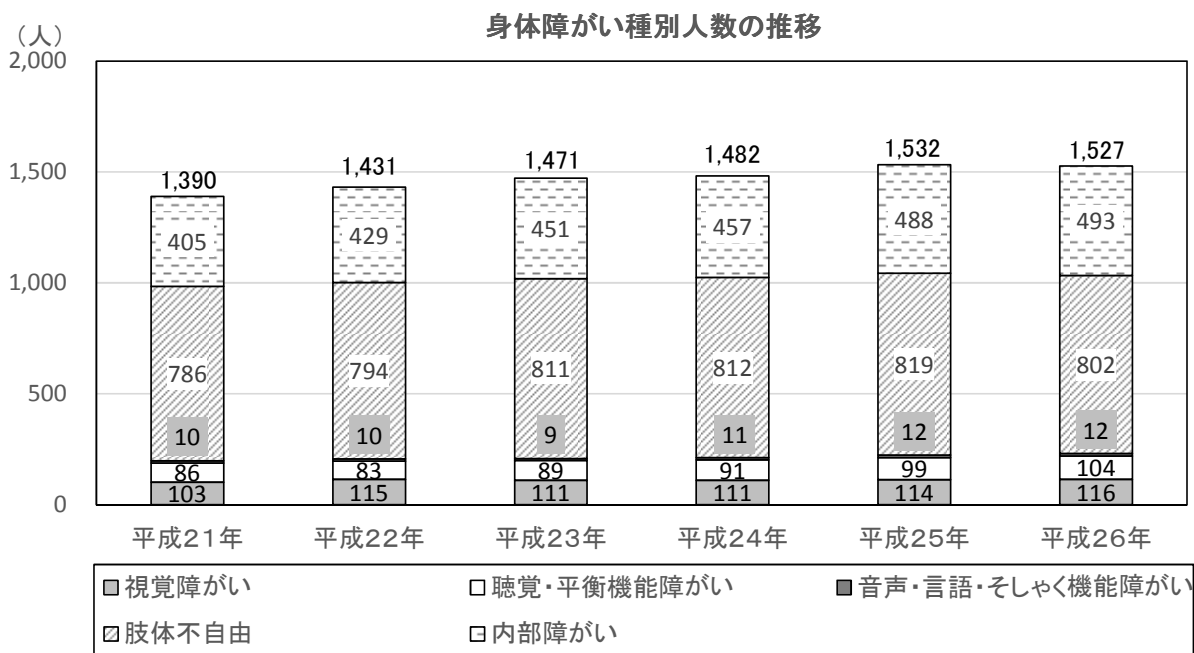
		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	伸び率 (H21→H26)
合 計		1,390	1,431	1,471	1,482	1,532	1,527	9.9%
等 級	1 級	513 36.9%	542 37.9%	561 38.2%	566 38.2%	567 37.0%	572 37.5%	11.5%
	2 級	235 16.9%	224 15.7%	227 15.4%	223 15.1%	222 14.5%	216 14.1%	△8.1%
	3 級	206 14.8%	201 14.0%	209 14.2%	216 14.6%	230 15.0%	235 15.4%	14.1%
	4 級	290 20.9%	317 22.2%	326 22.2%	331 22.3%	365 23.8%	355 23.2%	22.4%
	5 級	82 5.9%	82 5.7%	80 5.4%	76 5.1%	75 4.9%	76 5.0%	△7.3%
	6 級	64 4.6%	65 4.5%	68 4.6%	70 4.7%	73 4.8%	73 4.8%	14.1%

資料：小美玉市調べ



(2) 身体障がい種別人数の推移

身体障がいの種別は、平成26年度では「肢体不自由」が52.5%で半数以上を占めています。「内部障がい」も32.3%と多く、両項目の合計は84.8%と大半の割合を占めています。



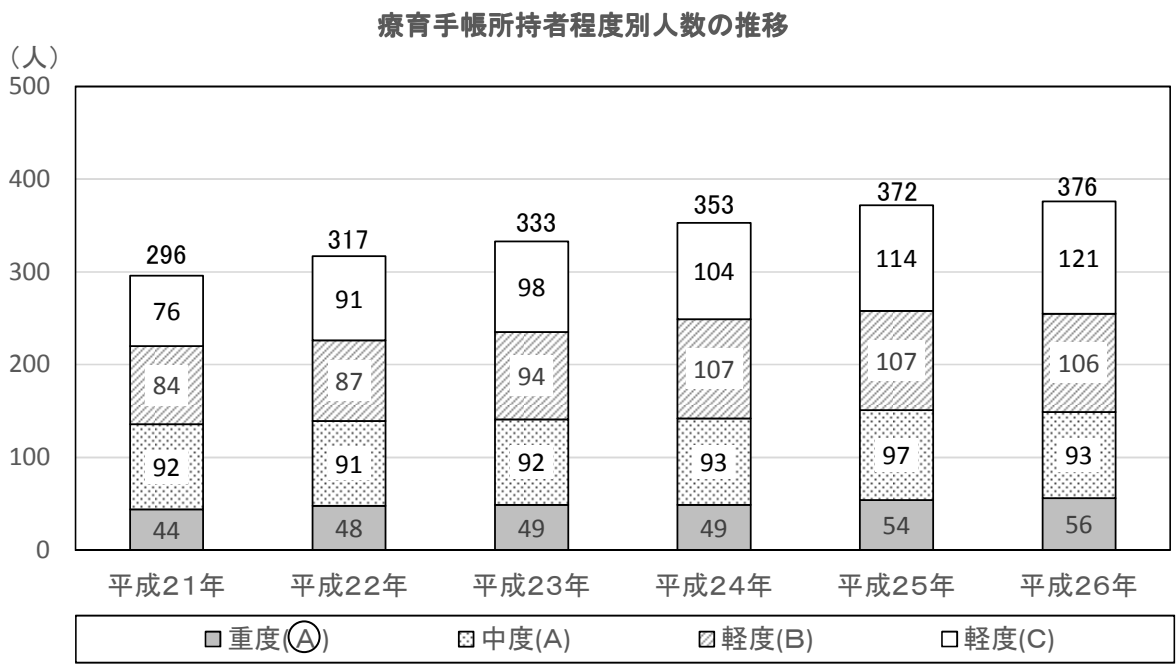
(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	伸び率 (H21→H26)	
合計	1,390	1,431	1,471	1,482	1,532	1,527	9.9%	
障がいの種別	視覚障がい	103 7.4%	115 8.0%	111 7.5%	111 7.5%	114 7.4%	116 7.6%	12.6%
	聴覚・平衡機能障がい	86 6.2%	83 5.8%	89 6.1%	91 6.1%	99 6.5%	104 6.8%	20.9%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10 0.7%	10 0.7%	9 0.6%	11 0.7%	12 0.8%	12 0.8%	20.0%
	肢体不自由	786 56.5%	794 55.5%	811 55.1%	812 54.8%	819 53.4%	802 52.5%	2.0%
	内部障がい	405 29.2%	429 30.0%	451 30.7%	457 30.9%	488 31.9%	493 32.3%	21.7%

資料：小美玉市調べ

(3) 療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者数は、平成26年度で376人となっており、平成21年度に比べて27.0%の増加となっています。程度別で見ると、いずれの程度においても人数は増加しており、特に軽度（C）が高い増加傾向を示しています。



( )内は療育手帳の区分表記を示す。

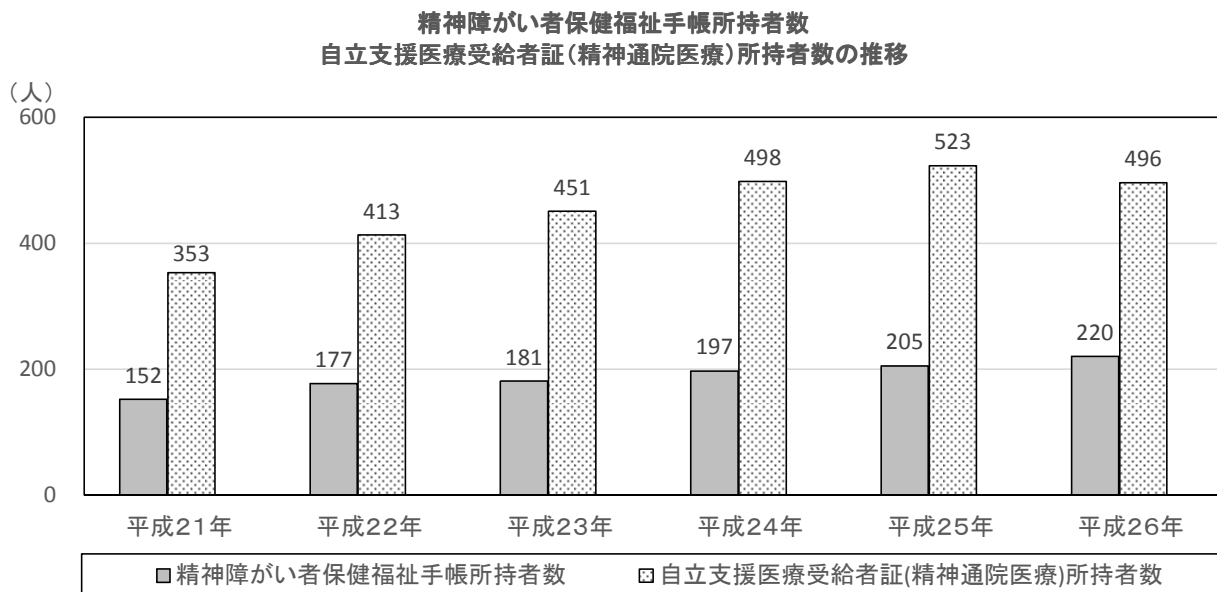
(単位：人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	伸び率 (H21→H26)
合計		296	317	333	353	372	376	27.0%
程度	最重度(Ⓐ)	44 14.8%	48 15.2%	49 14.8%	49 13.9%	54 14.5%	56 14.9%	27.3%
	重度(A)	92 31.1%	91 28.7%	92 27.6%	93 26.3%	97 26.1%	93 24.7%	1.1%
	中度(B)	84 28.4%	87 27.4%	94 28.2%	107 30.3%	107 28.8%	106 28.2%	26.2%
	軽度(C)	76 25.7%	91 28.7%	98 29.4%	104 29.5%	114 30.6%	121 32.2%	59.2%

資料：小美玉市調べ

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度で220人となっており、平成21年度と比べて44.7%の増加となっています。また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数も同様に増加しており、平成26年度では496人で平成21年度と比べて40.5%の増加となっています。



(単位：人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	伸び率 (H21→H26)
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	152	177	181	197	205	220	44.7%
自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数	353	413	451	498	523	496	40.5%

資料：小美玉市調べ

(5) 難病患者

本市の難病患者福祉見舞金の支給状況は、平成21年度の143人から平成26年度の256人となり、増加傾向を示しています。疾患別にみると、パーキンソン病関連疾患の44人が最も多く、次いで潰瘍性大腸炎の41人となっています。

病名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
パーチェット病	7	10	13	13	13	12
多発性硬化症	1	1	1	1	3	3
重症筋無力症	3	2	2	3	5	6
全身性エリテマトーデス	15	18	18	18	23	23
スモン	0	0	0	0	0	0
再生不良性貧血	2	2	2	2	2	1
サルコイドーシス	4	6	8	8	10	9
筋萎縮性側索硬化症	1	2	4	4	2	1
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	7	8	9	9	9	9
特発性血小板減少性紫斑病	4	4	6	7	5	7
結節性動脈周囲炎	2	2	2	2	2	4
潰瘍性大腸炎	16	22	27	27	37	41
大動脈炎症候群	2	3	3	3	3	3
ピュルガー病(バーシャー病)	0	0	0	0	0	0
天疱瘡	0	1	2	2	2	3
脊髄小脳変性症	7	6	6	6	5	6
クローン病	5	5	4	4	4	5
難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0
悪性関節リウマチ	3	4	3	3	2	2
パーキンソン病関連疾患	22	21	27	27	33	44
アミロイドーシス	0	0	0	0	0	0
後縦靭帯骨化症	7	9	7	10	8	8
ハンチントン病	0	0	0	0	0	0
モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	8	7	7	7	9	10
ウェグナー肉芽腫症	0	0	0	0	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	1	0	1	1	1	1
多系統萎縮症	1	2	2	2	3	2
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0	0	0
膿疱性乾癬	0	1	1	1	0	0
広範脊柱管狭窄症	1	1	0	0	0	0
原発性胆汁性肝硬変	5	7	10	10	12	11
重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	4	4	5	5	7	8
混合性結合組織病	2	2	2	2	3	3
原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0
特発性間質性肺炎	3	3	3	3	1	3
網膜色素変性症	8	9	11	12	13	16
プリオン病	0	0	0	0	0	0
肺動脈性肺高血圧症	0	0	0	0	1	1
神経線維腫症Ⅰ型/神経線維腫症Ⅱ型	1	1	1	1	1	1
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0
バット・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0	0	0	0	0	0
慢性血栓性肺高血圧症	1	1	1	1	2	2
ライソゾーム病	0	0	0	0	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0	0
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	0	0	0	0
脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0	0
球脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0	0
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	0	1	2	2	3	3
肥大型心筋症	0	0	1	1	1	2
拘束型心筋症	0	0	0	0	0	0
ミトコンドリア病	0	0	0	0	1	1
リンパ管筋腫症(LAM)	0	0	0	0	0	0
重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0	0	0	0	0
黄色靭帯骨化症	0	0	0	0	1	1
間脳下垂体機能障害	0	1	1	1	4	4
合計	143	166	192	198	231	256

資料：小美玉市調べ

イラスト挿入予定

### 3. アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状

#### (1) 調査概要

##### ①調査の目的

平成26度に計画の最終年度を迎える「第2次小美玉市障がい者計画」及び「第3期小美玉市障がい福祉計画」の見直しにあたり、障がい者を取り巻く課題や障がい者のニーズや要望などを把握し、次期計画となる「第3次小美玉市障がい者計画」及び「第4期小美玉市障がい福祉計画」を策定するための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

##### ②調査の対象者

- (1) 調査時期 平成26年8月18日～9月5日
- (2) 調査方法 郵送・回収方式による調査
- (3) 調査対象 2,407人

##### ③回収結果

送付数	回答者数	回収率
2,407人	1,190人	49.4%

##### ④障がい種別集計時抽出方法及びアンケート調査結果概要の見方

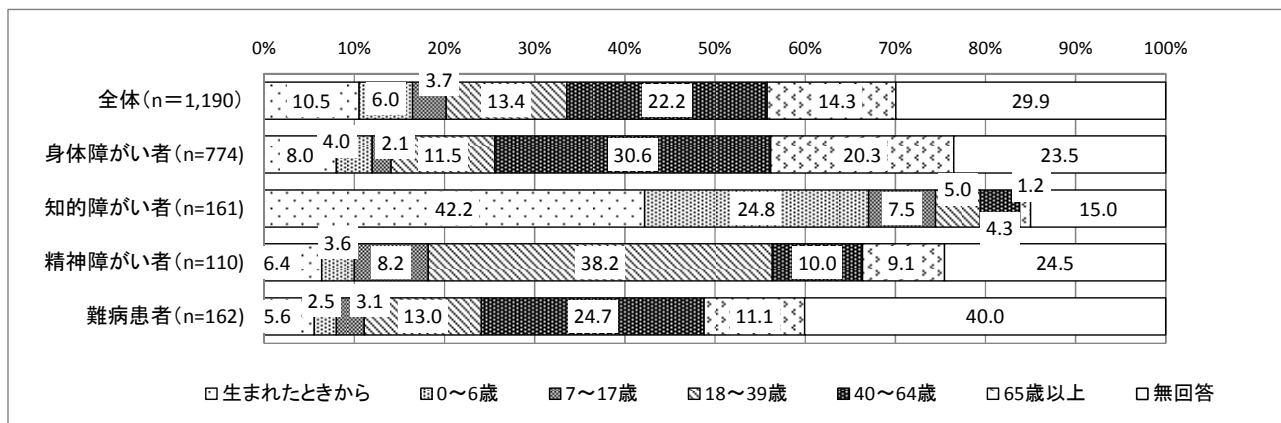
- (1) 各種障がい者手帳所持者及び難病の認定状況についての設問にて、回答があった人を抽出しています。
  - ◇身体障がい者手帳所持者 774人
  - ◇療育手帳所持者 161人
  - ◇精神障がい者保健福祉手帳所持者 110人
  - ◇難病認定者 162人

※障がい重複している人もいるため、「③回収結果」の回答者数と一致しません。
- (2) アンケート調査結果の概要では、回答制限によりN値が変わることがあります。

(2) アンケート調査結果の概要

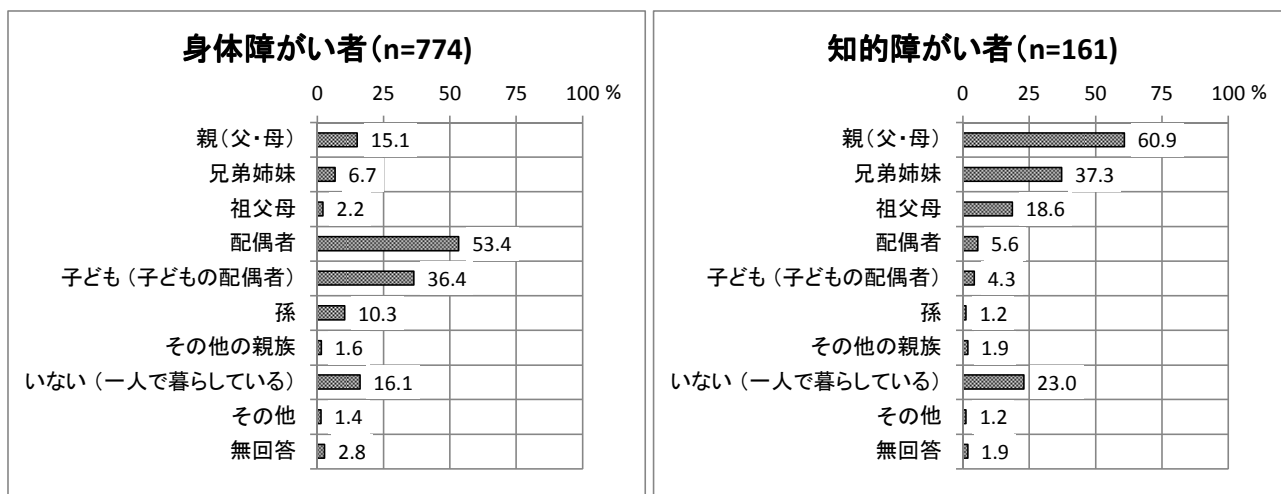
① 障がいが生じた時期

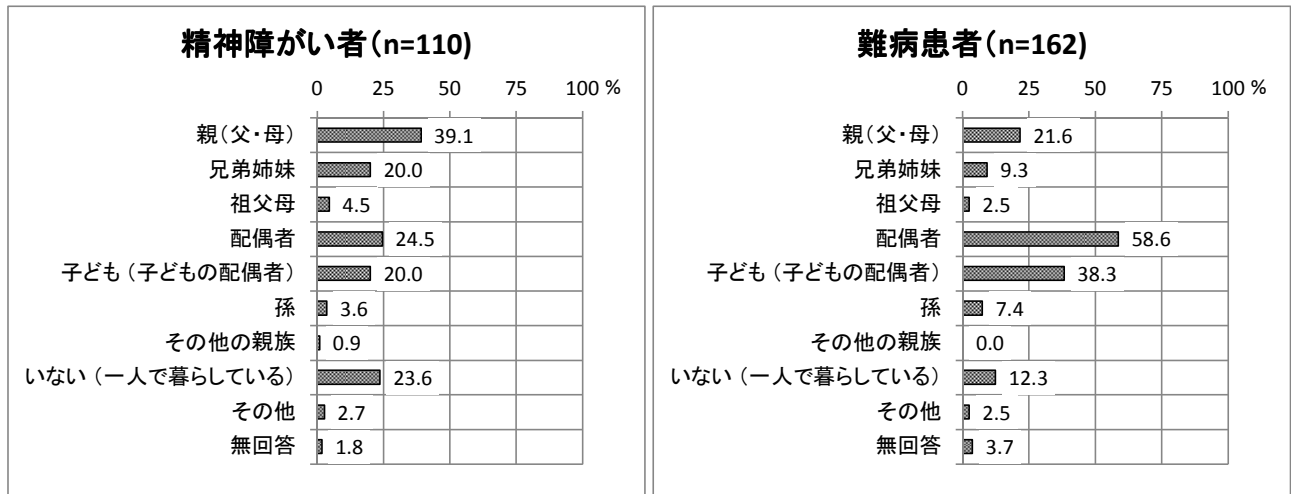
障がいが発生した時期は、障がい者の種別により特徴があり、身体障がい者では「40～64歳」、知的障がい者では「生まれたときから」と「0～6歳」、精神障がい者では「18～39歳」にかけて高くなっています。各障がい・各世代に応じた支援が大切であるといえます。



② 一緒に暮らしている人

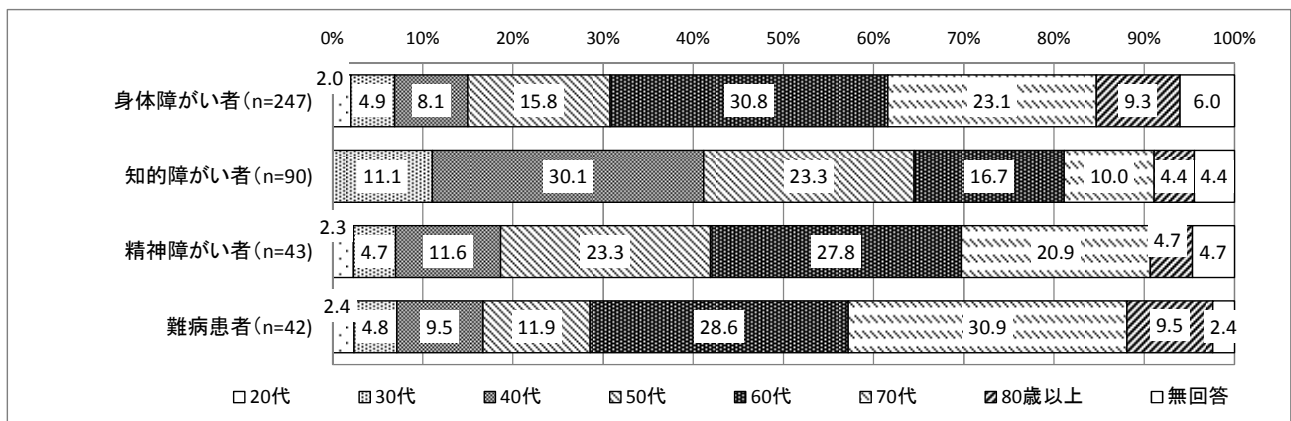
一緒に暮らしている人については、身体障がい者と難病患者では「配偶者」や「子ども（子どもの配偶者）」、知的障がい者と精神障がい者では「親（父・母）」や「兄弟姉妹」の割合が高くなっています。





③ 介助者の年齢

介助者の年齢では、障がい種別により年代の違いが表れています。身体障がい者と精神障がい者では「60代」、知的障がい者では「40代」、難病患者では「70代」の割合が高くなっています。





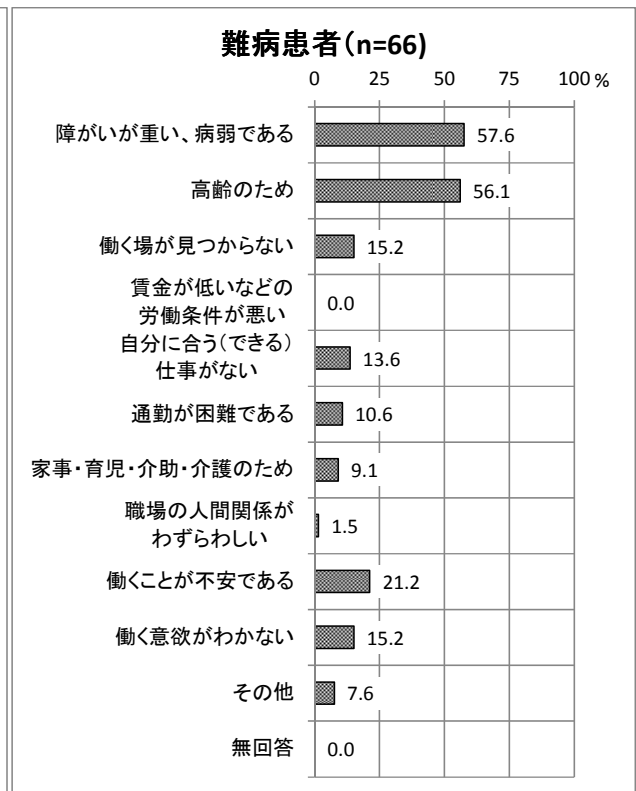
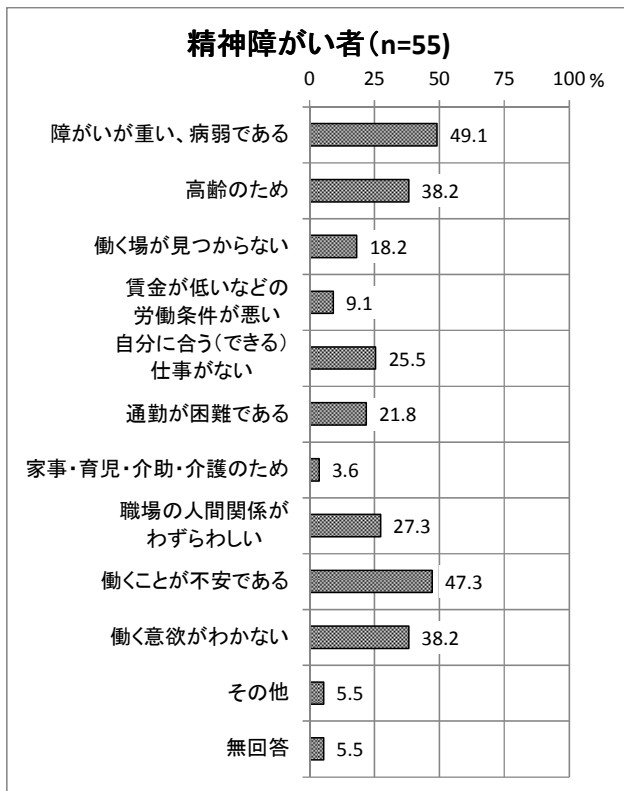
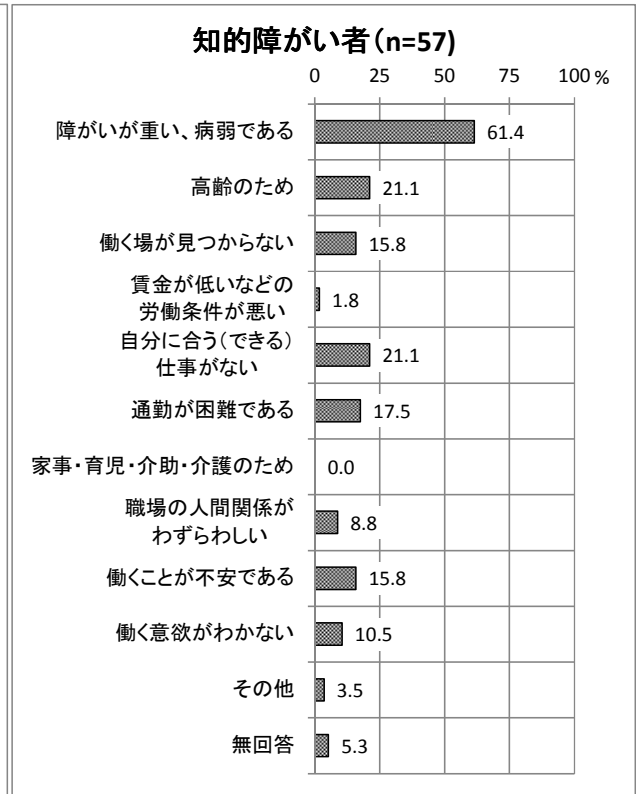
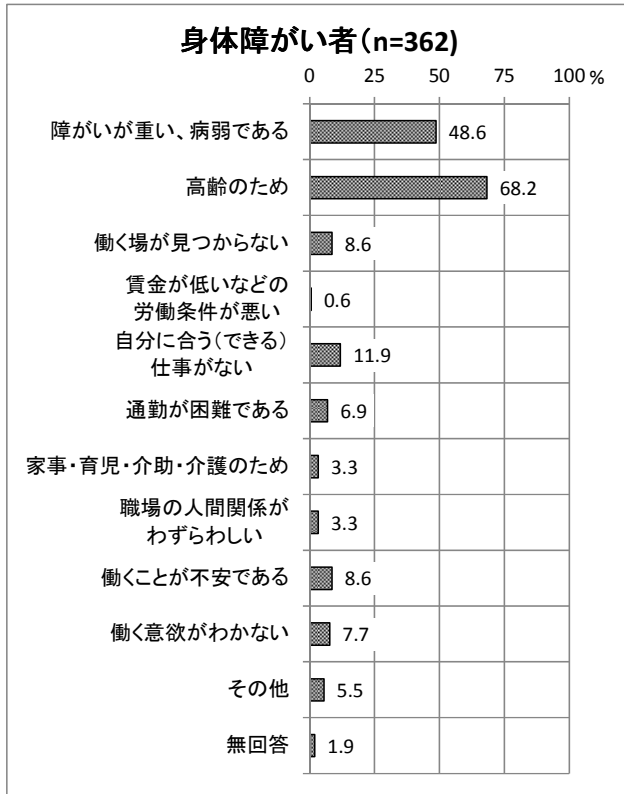
④ 外出時に困ることや不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことについては、身体障がい者と難病患者で「建物・駅などの段差」、知的障がい者と精神障がい者で「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が高くなっています。また、「発作など突然の身体の変化が心配」、「困った時にどうすればいいか心配」など、外出に対する不安があることがうかがえるため、公共施設の整備をはじめ、市民が障がいに対する理解を深め、地域全体で支えていくことが大切であるといえます。



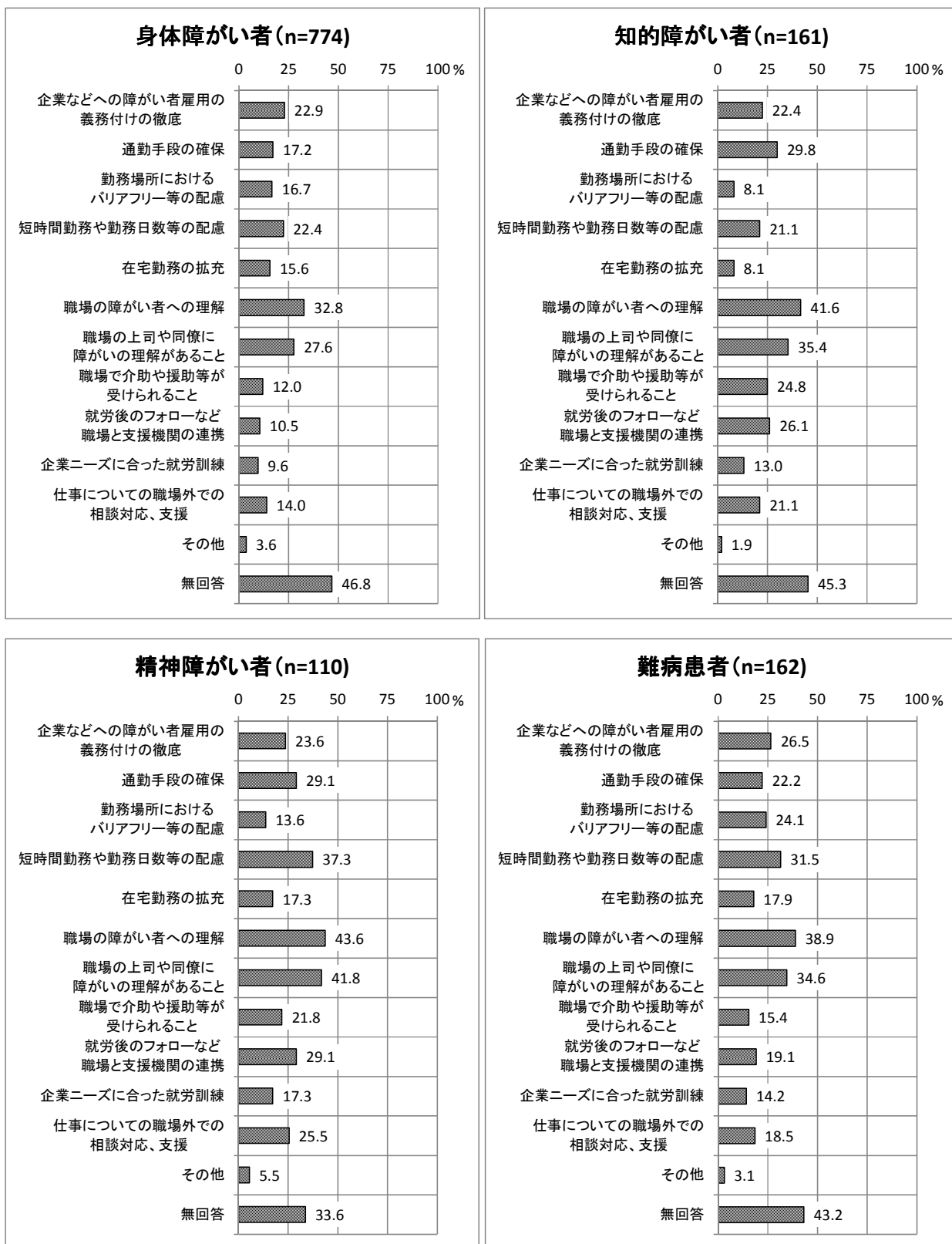
⑤ 仕事をしたくない、できない理由

仕事をしたくない、できない理由では、「障がい重い、病弱である」や「高齢のため」の割合が高くなっています。また、精神障がい者と難病患者では「働くことが不安である」の割合も高くなっています。



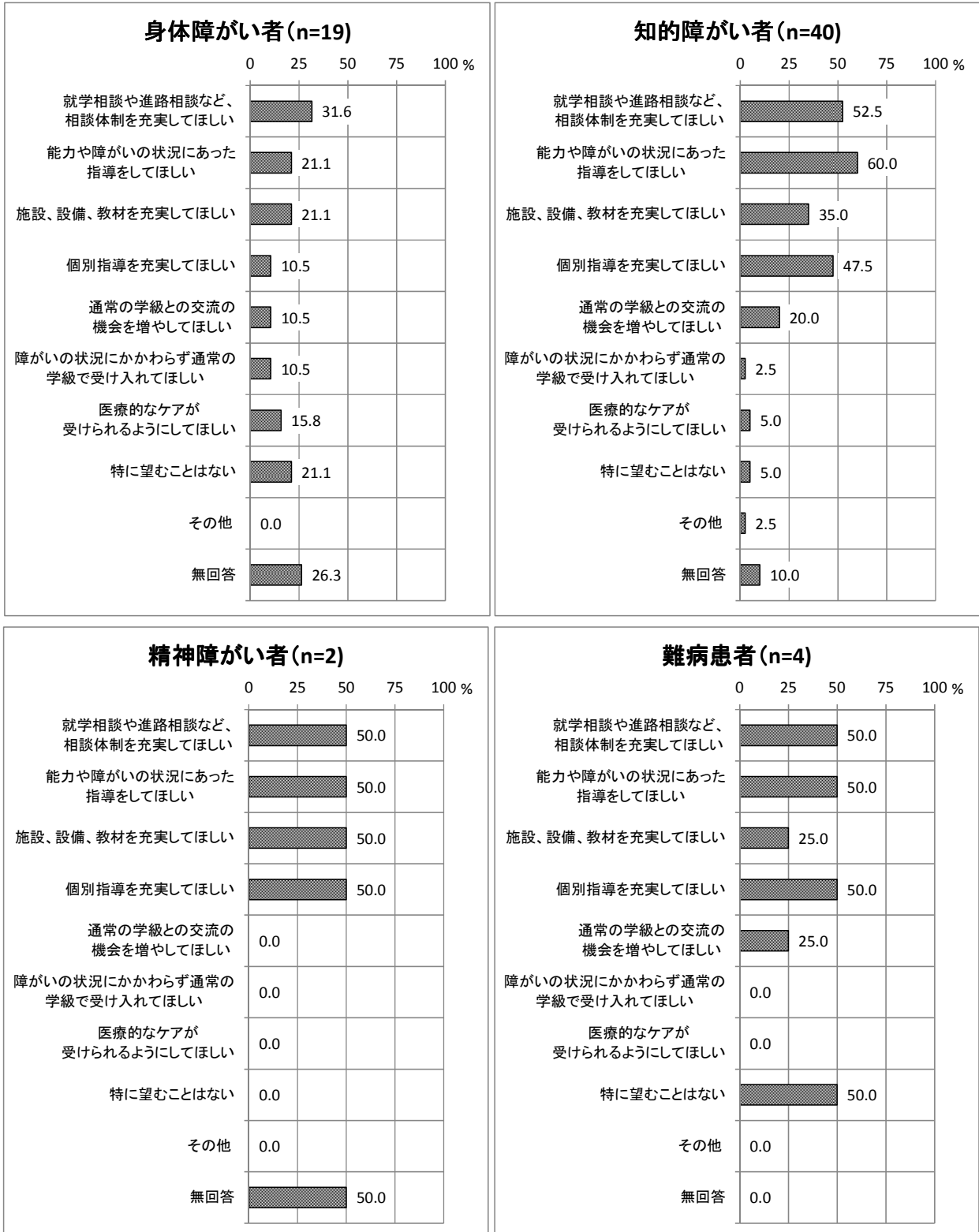
⑥ 障がい者の就労支援で必要なこと

障がい者の就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が求められています。また、精神障がい者や難病患者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合も高くなっています。



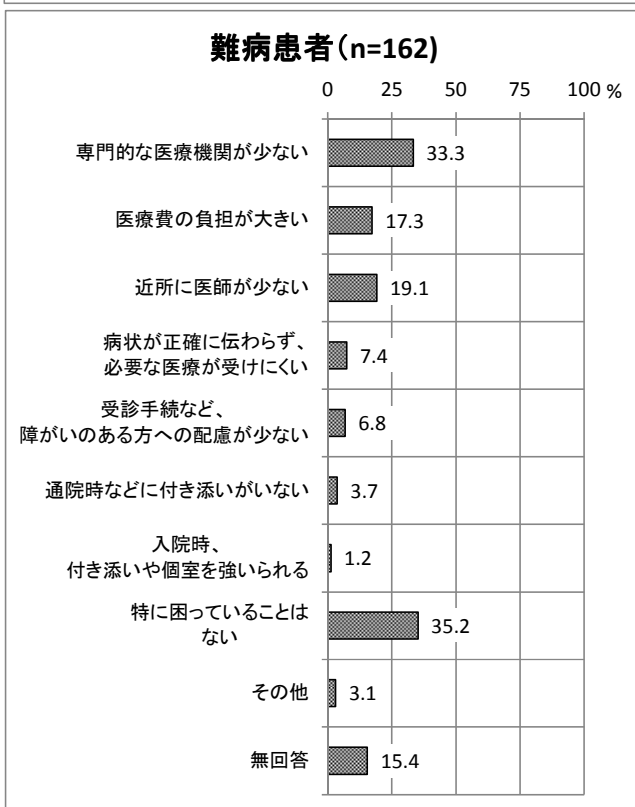
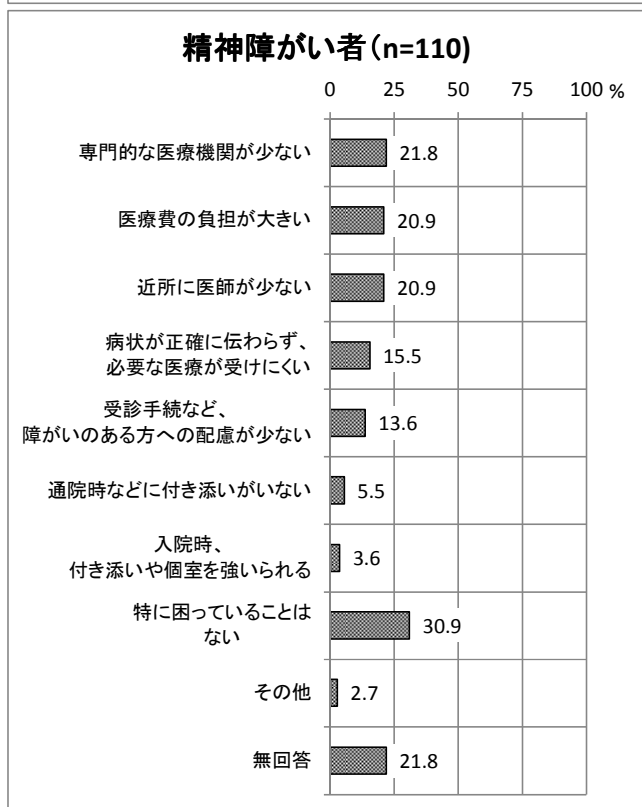
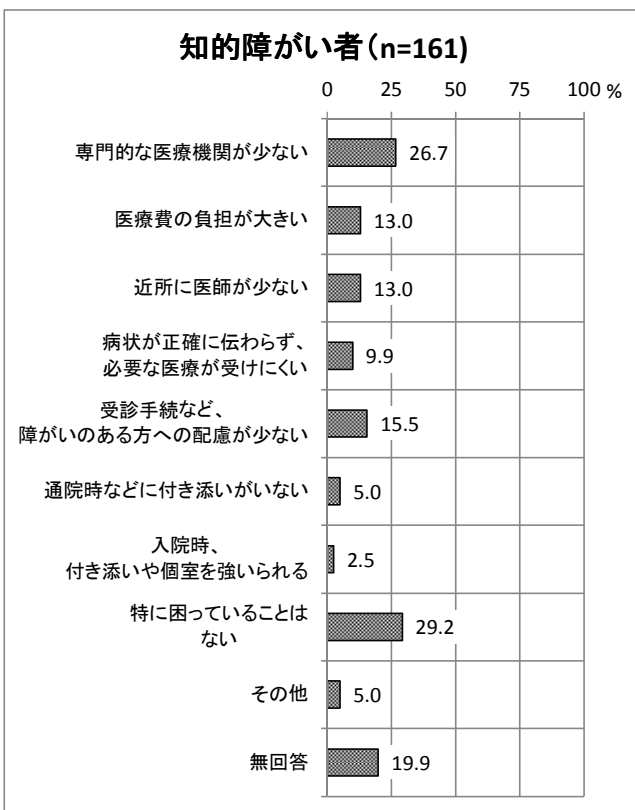
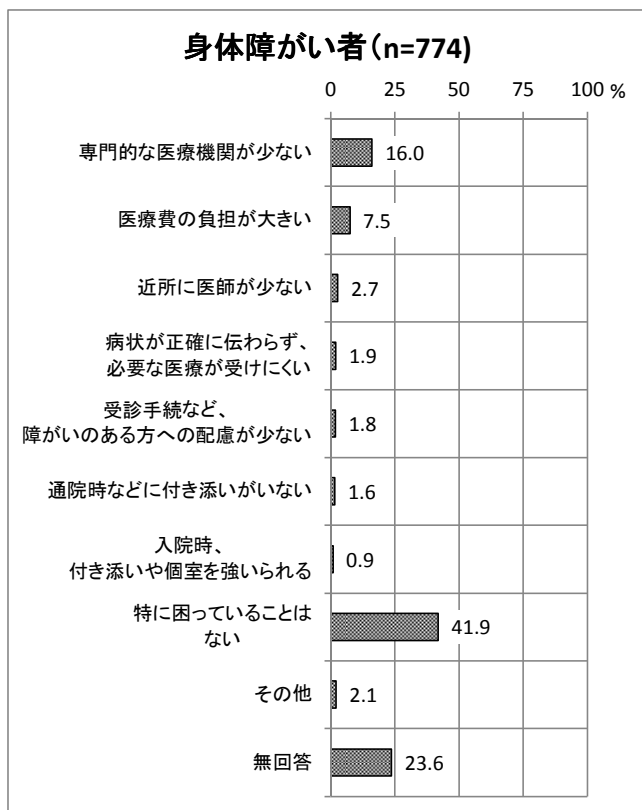
⑦ 園や学校などに望むこと

園や学校などに望むことについては、身体障がい者や知的障がい者で「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」の割合が高くなっています。また、知的障がい者では、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」の割合も高くなっており、障がい種別に応じた柔軟な対応が求められています。



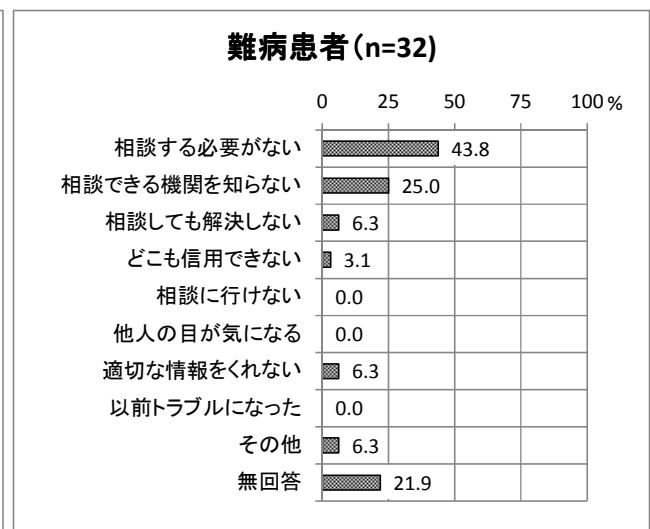
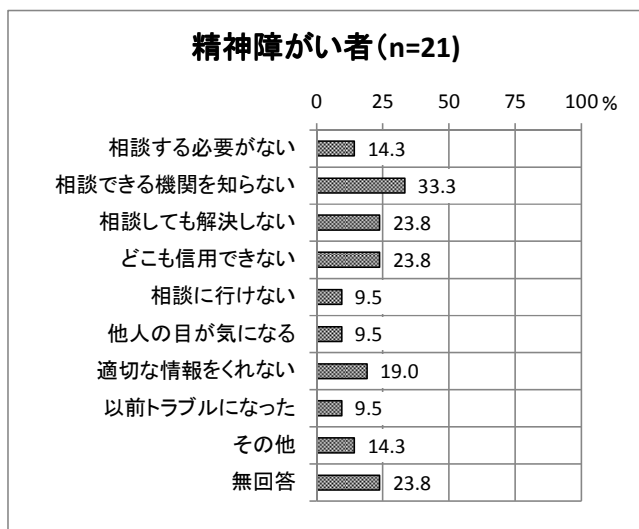
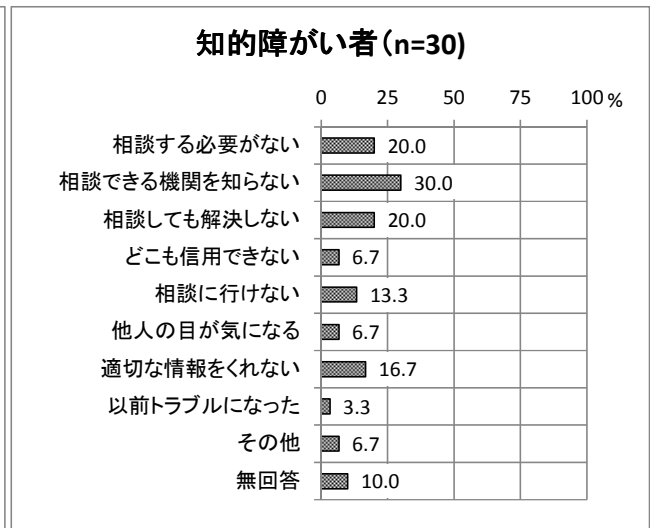
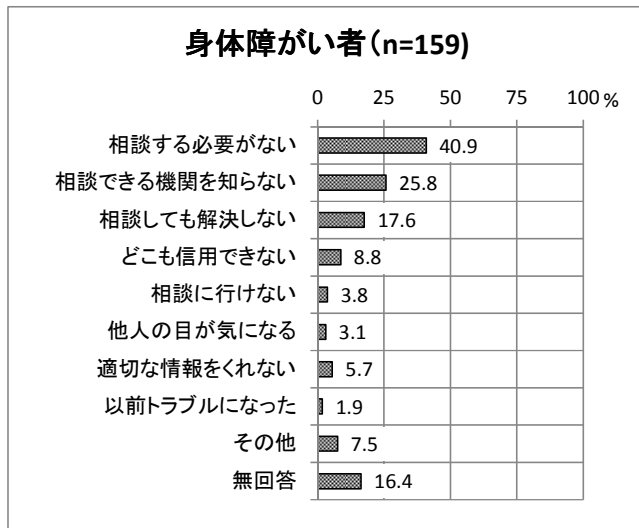
⑧ 健康管理や医療について困ったこと

健康管理や医療について困ったことについては、障がい種別で見ると、「特に困っていない」の割合が高くなっていますが、難病患者では「専門的な医療機関が少ない」の割合も高くなっています。



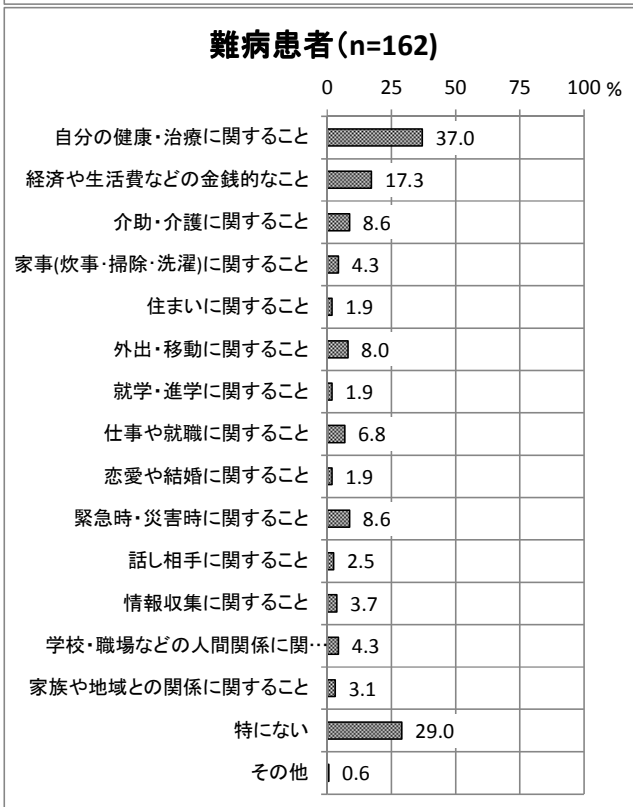
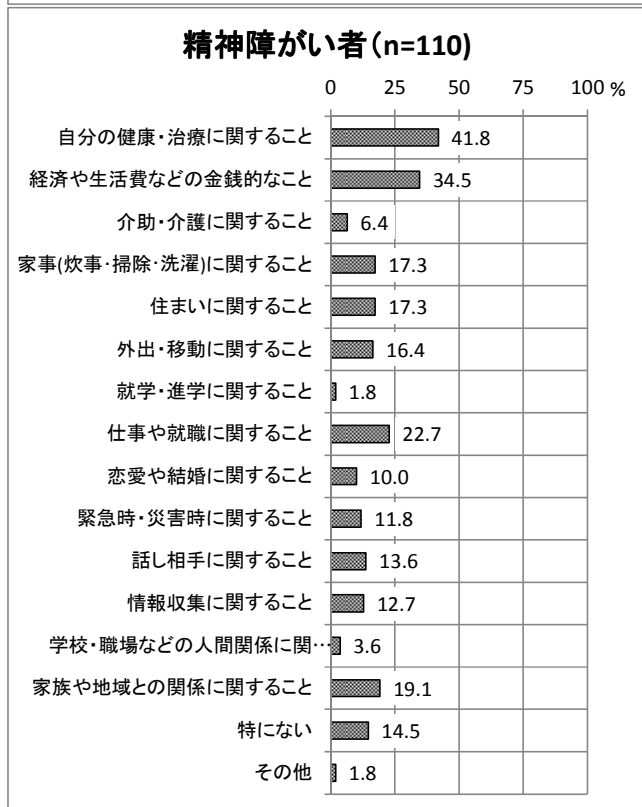
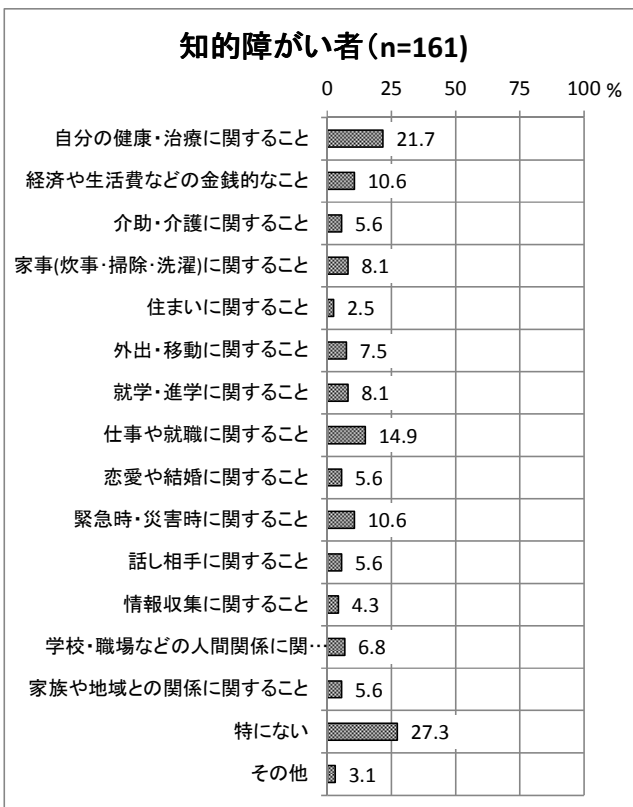
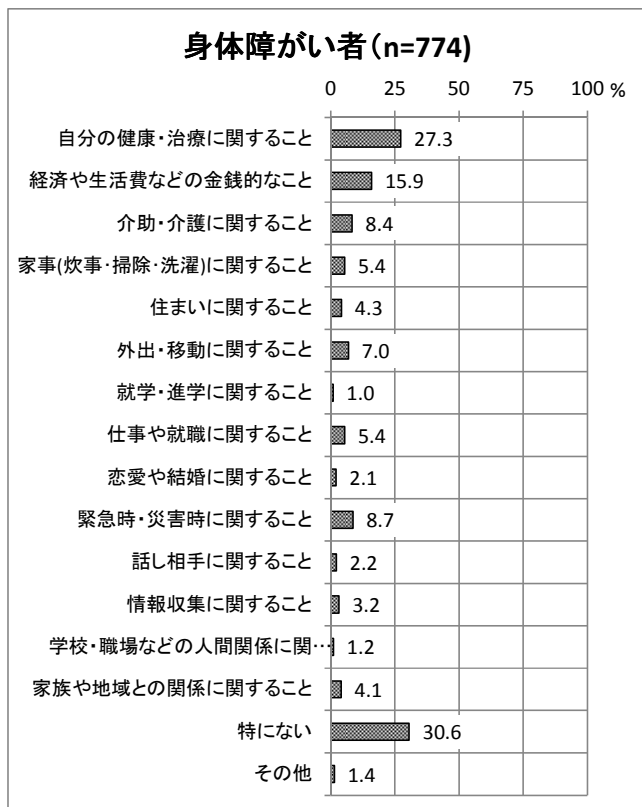
⑨ 相談できるところがないのはなぜか

障がい者が悩みなどを相談できるところがない理由については、身体障がい者と難病患者では「相談する必要がない」、知的障がい者と精神障がい者では「相談できる機関を知らない」の割合が高くなっています。また、「相談しても解決しない」や「適切な情報をくれない」といった意見も多いことから、障がい種別に応じた柔軟な対応が求められています。



⑩ 悩みなど、相談したいと思っていること

悩みなど、相談したいと思っていることについては、「自分の健康・治療に関すること」や「経済や生活費などの金銭的なこと」の割合が高くなっていますが、知的障がい者と精神障がい者では「仕事や就職に関すること」の割合も高くなっています。



⑪ 障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法

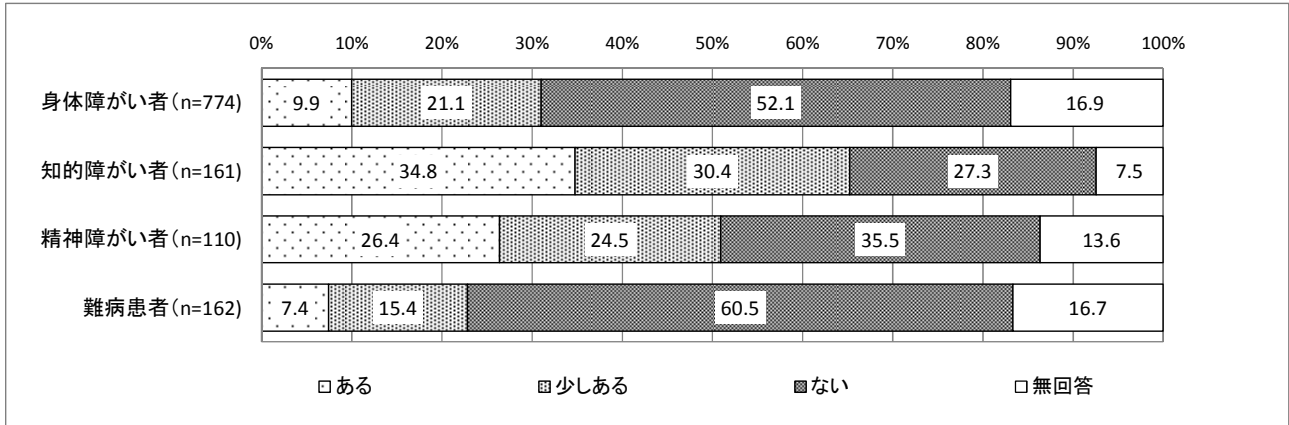
障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」の割合が高くなっています。また、「家族や親せき、友人・知人」の割合も高く、障がい者を支える人たちへの情報の提供や、適切な知識の普及を図ることが求められています。





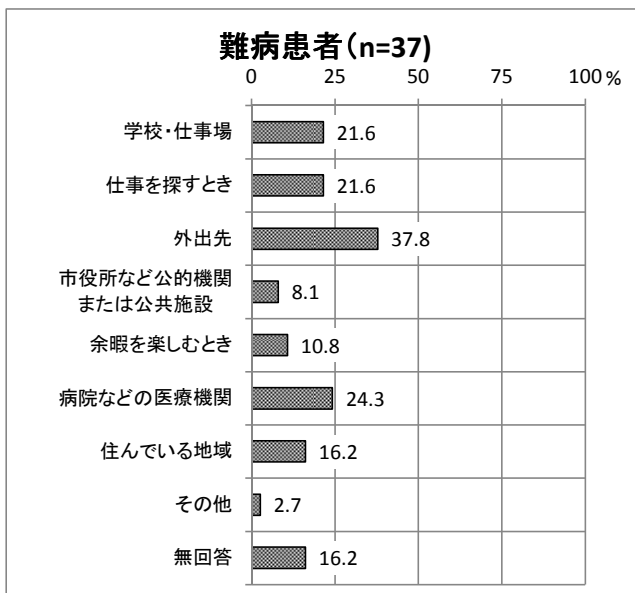
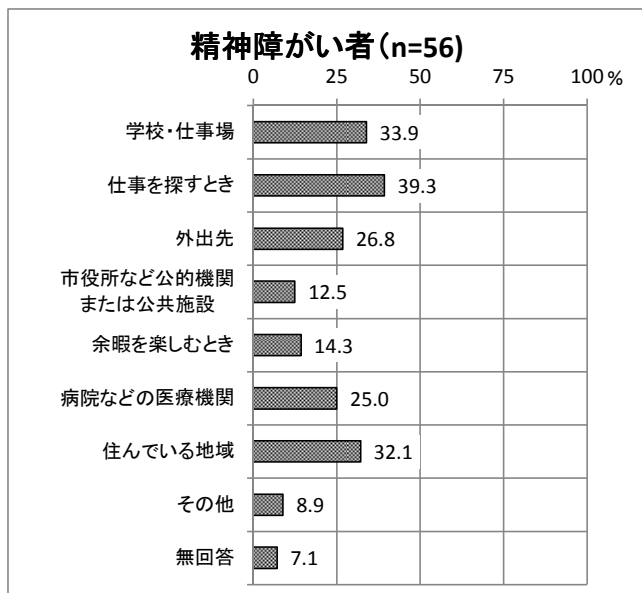
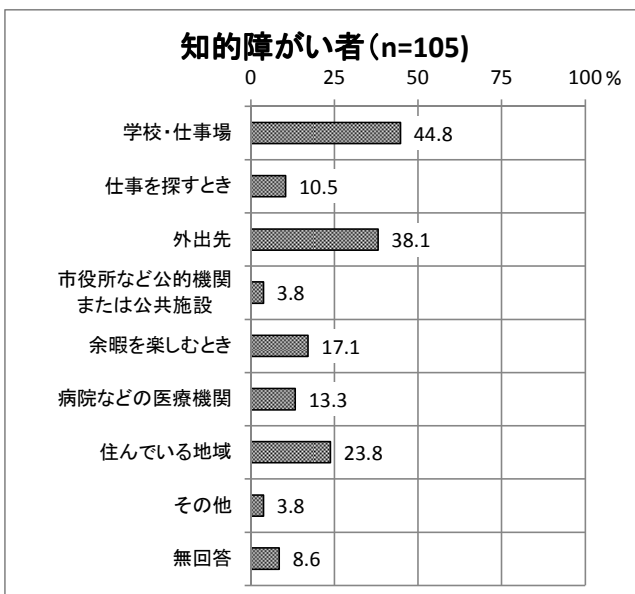
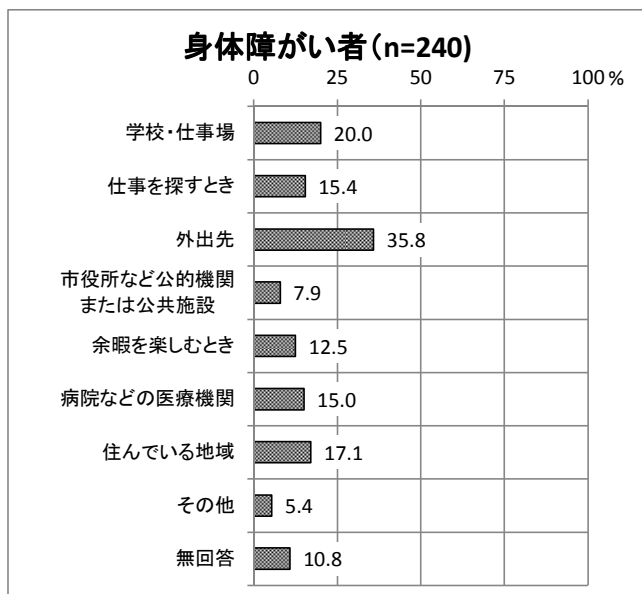
⑫ 差別や嫌な思いの経験

差別や嫌な思いの経験については、知的障がい者、精神障がい者で「ある」と「少しある」を合わせた割合が半数以上となっています。



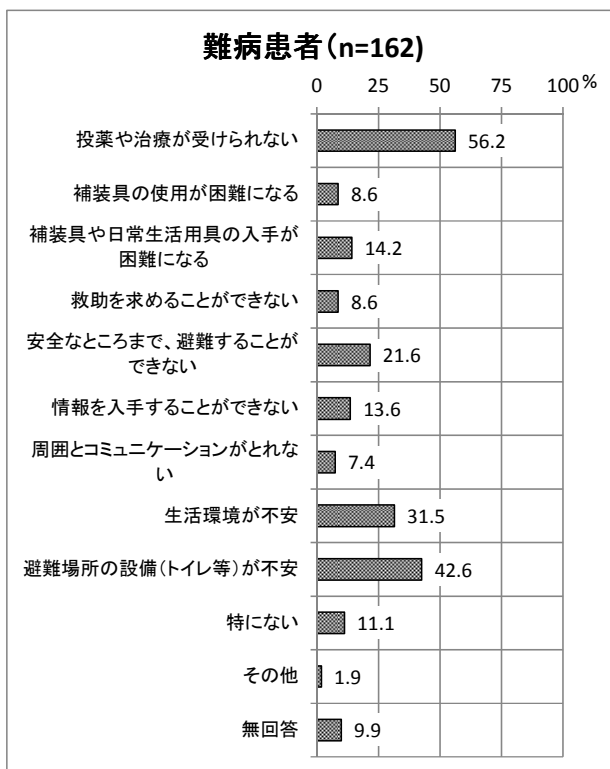
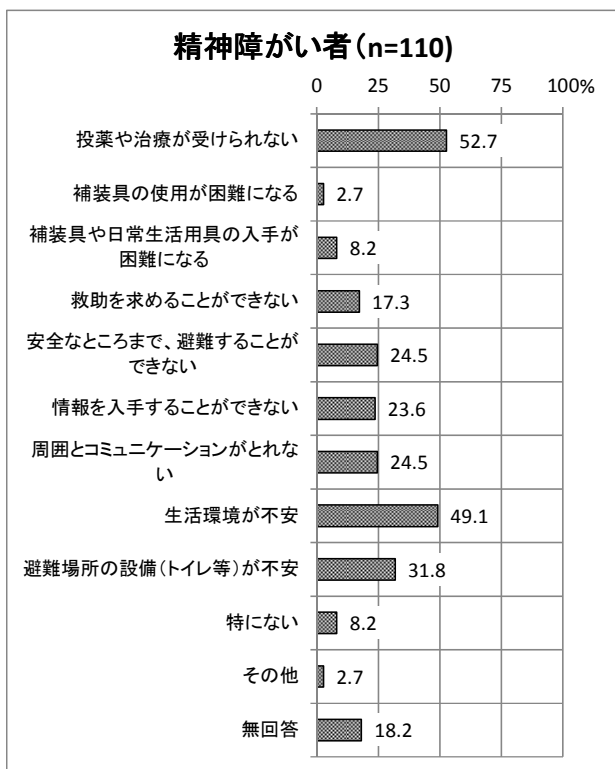
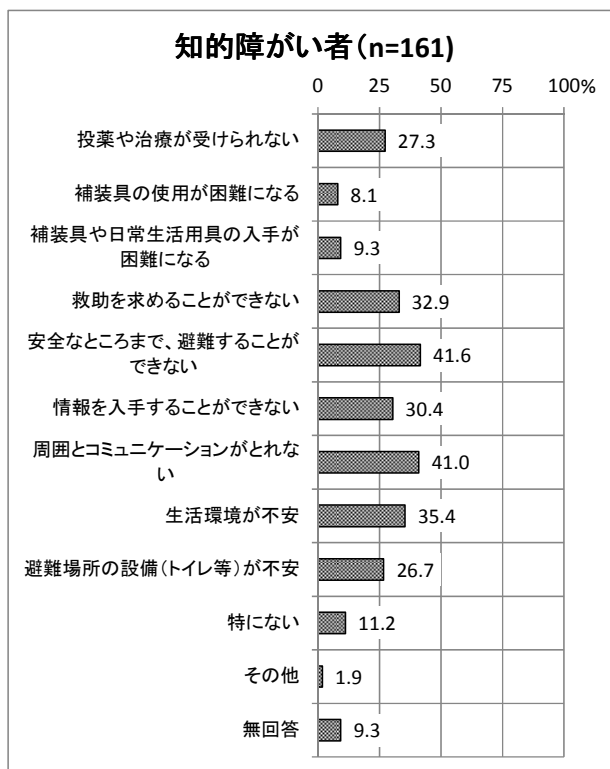
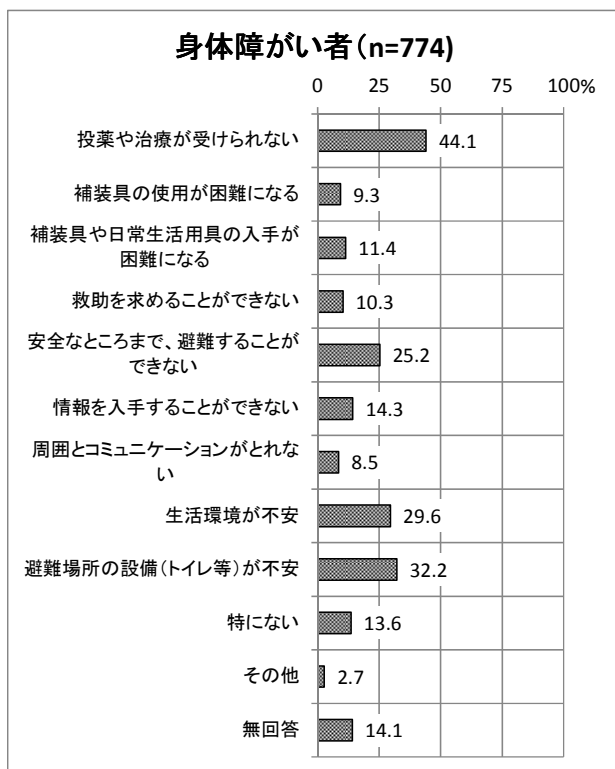
⑬ 差別や嫌な思いを経験した場所

差別や嫌な思いを経験した場所については、障がい種別により特徴があり、身体障がい者と難病患者では「外出先」、知的障がい者では「学校・仕事場」、精神障がい者では「仕事を探するとき」となっています。教育現場や地域社会での差別や人権侵害行為の防止に関する啓発や知識の普及を図ることが求められています。



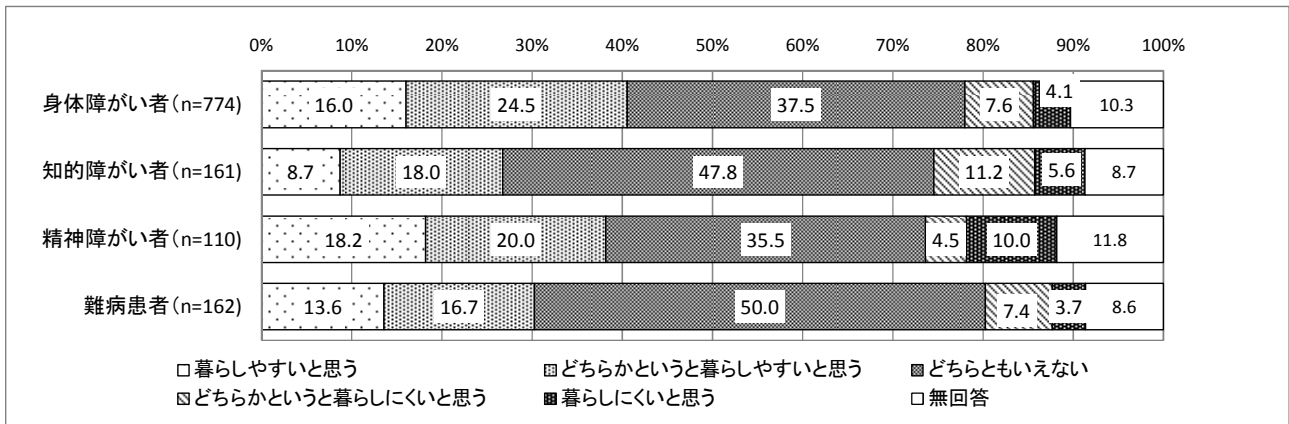
⑭ 災害時に困ること

災害時に困ることについては、障がい種別により特徴があり、身体障がい者や精神障がい者、難病患者では「投薬や治療が受けられない」、「生活環境が不安」、「避難所の設備が不安」の割合が高くなっています。知的障がい者では「安全なところまで、避難することができない」、「周囲とのコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっており、避難所の整備や地域住民の支援など、災害時の対策が求められています。



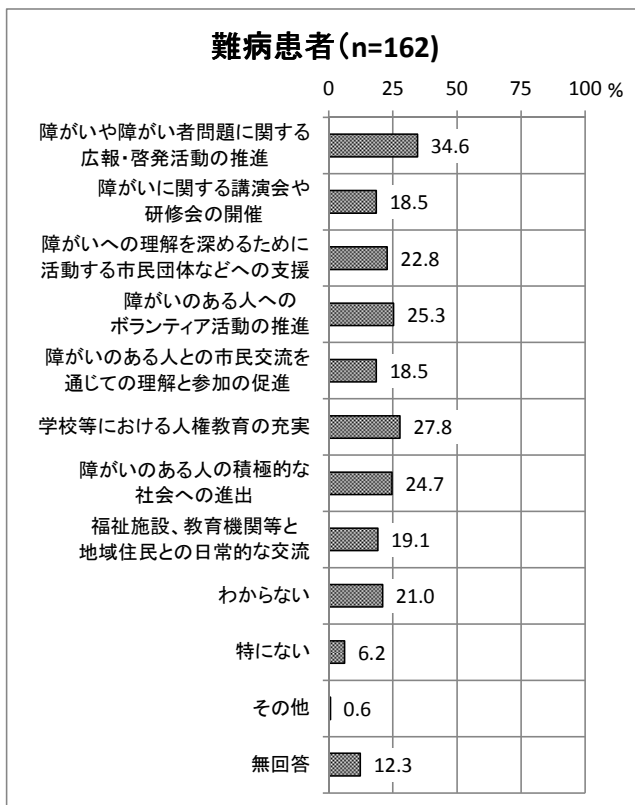
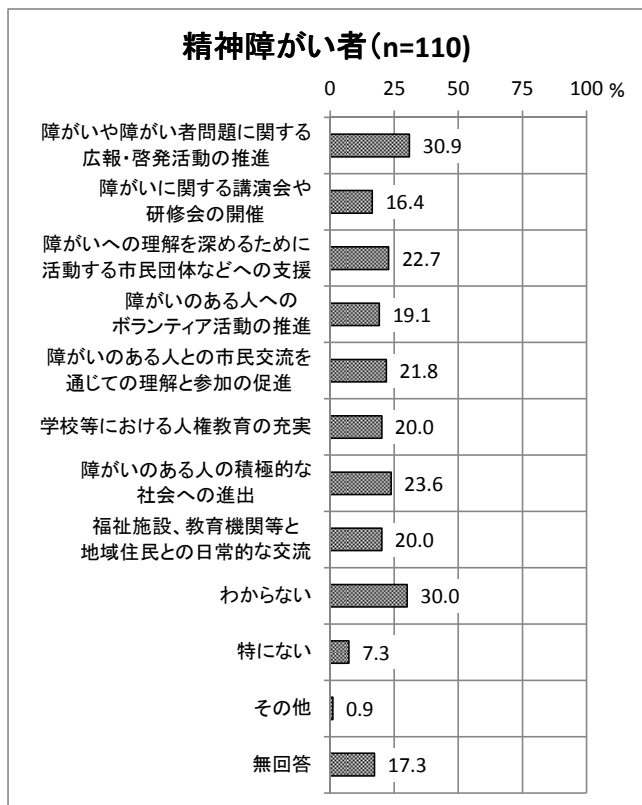
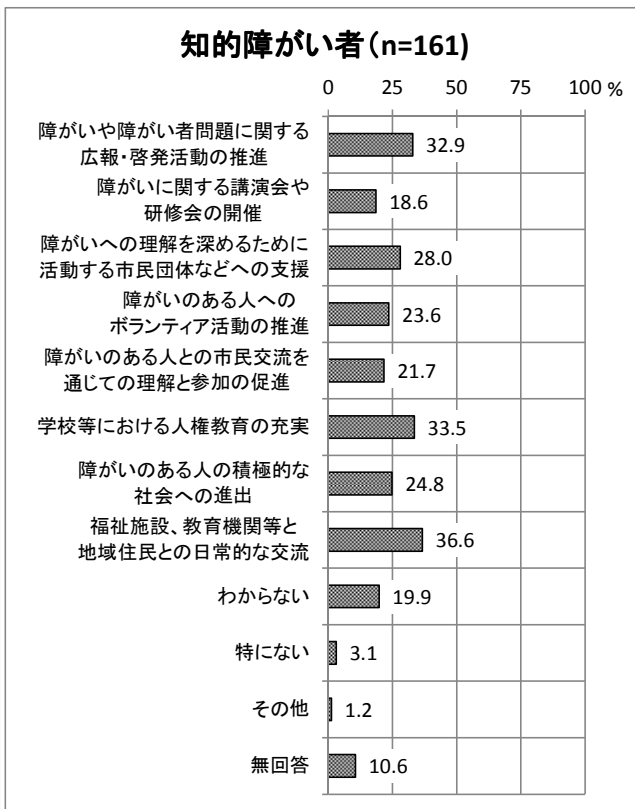
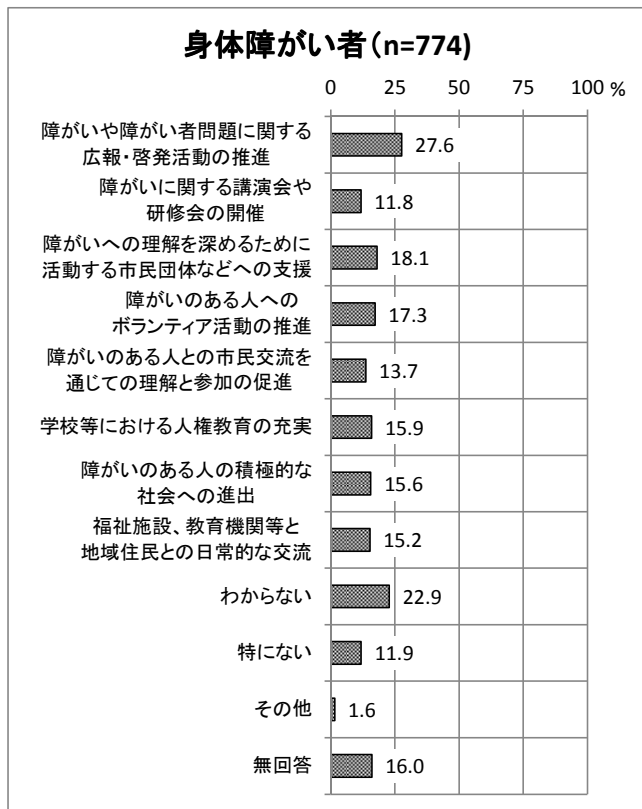
⑮ 小美玉市の暮らしやすさ

小美玉市が障がい者にとって暮らしやすいかについては、「暮らしやすいと思う」と「どちらかという暮らしやすいと思う」を合わせた肯定的な評価の割合は、身体障がい者で40.5%、知的障がい者で26.7%、精神障がい者で38.2%、難病患者で30.3%となっており、「どちらかという暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた否定的な評価は、身体障がい者で11.7%、知的障がい者で16.8%、精神障がい者で14.5%、難病患者で11.1%となっており、障がい種別で比較すると、知的障がい者で否定的な評価が若干高くなっています。



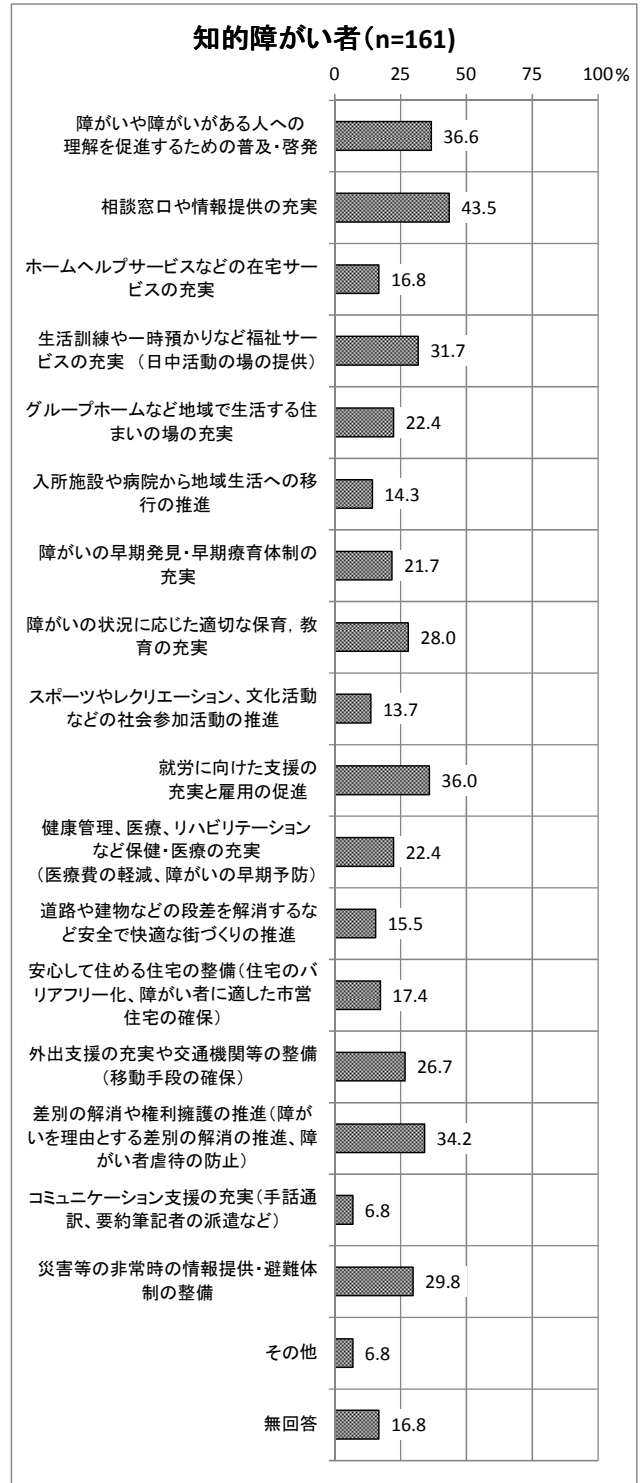
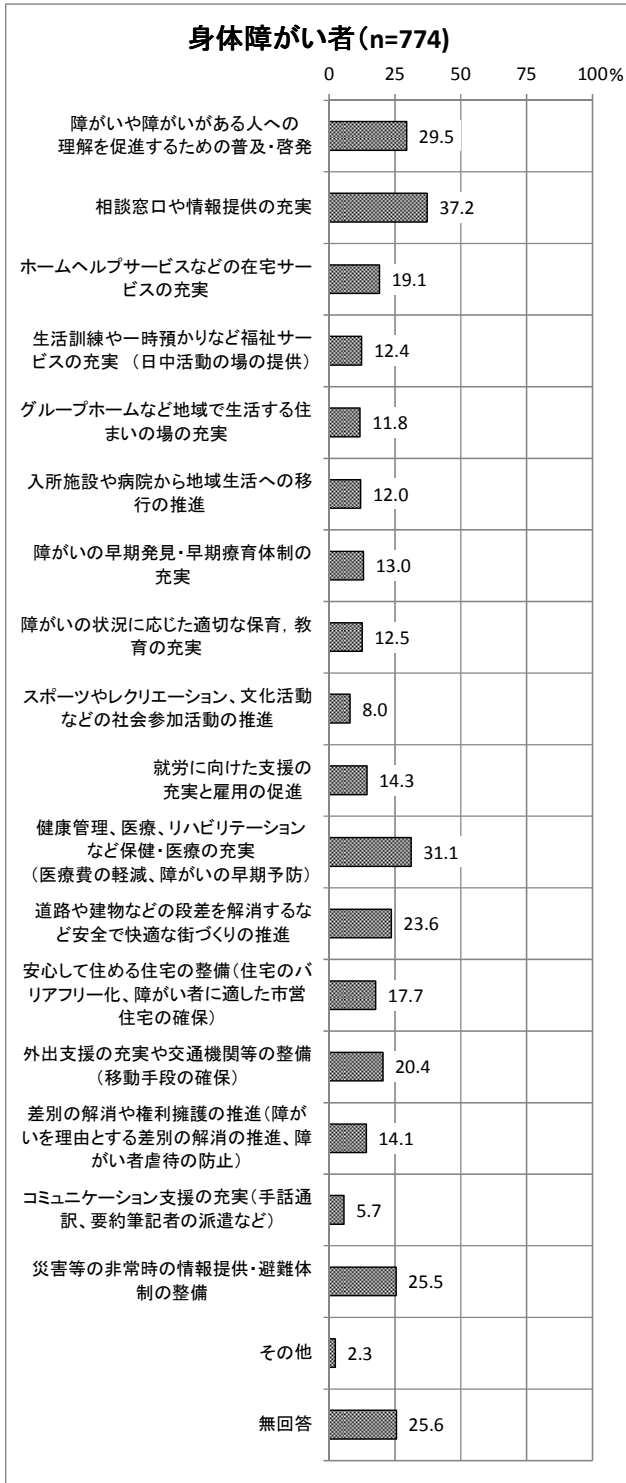
⑯ 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

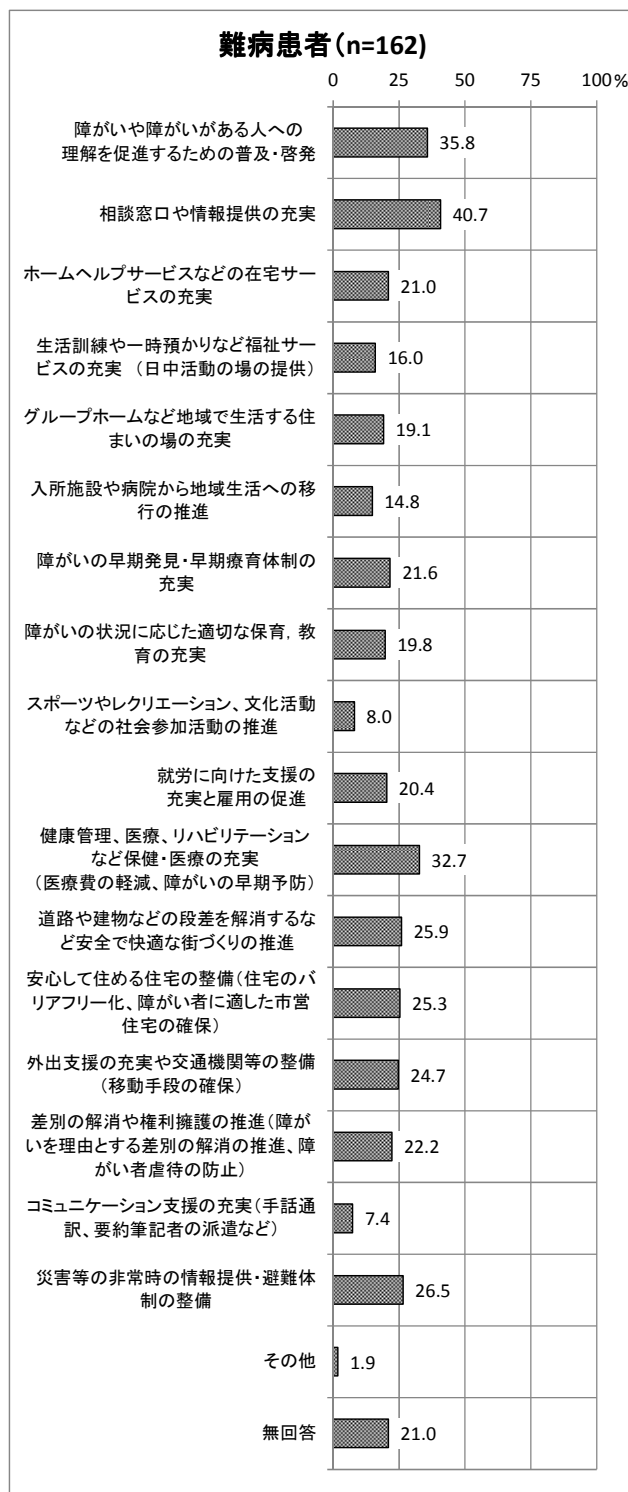
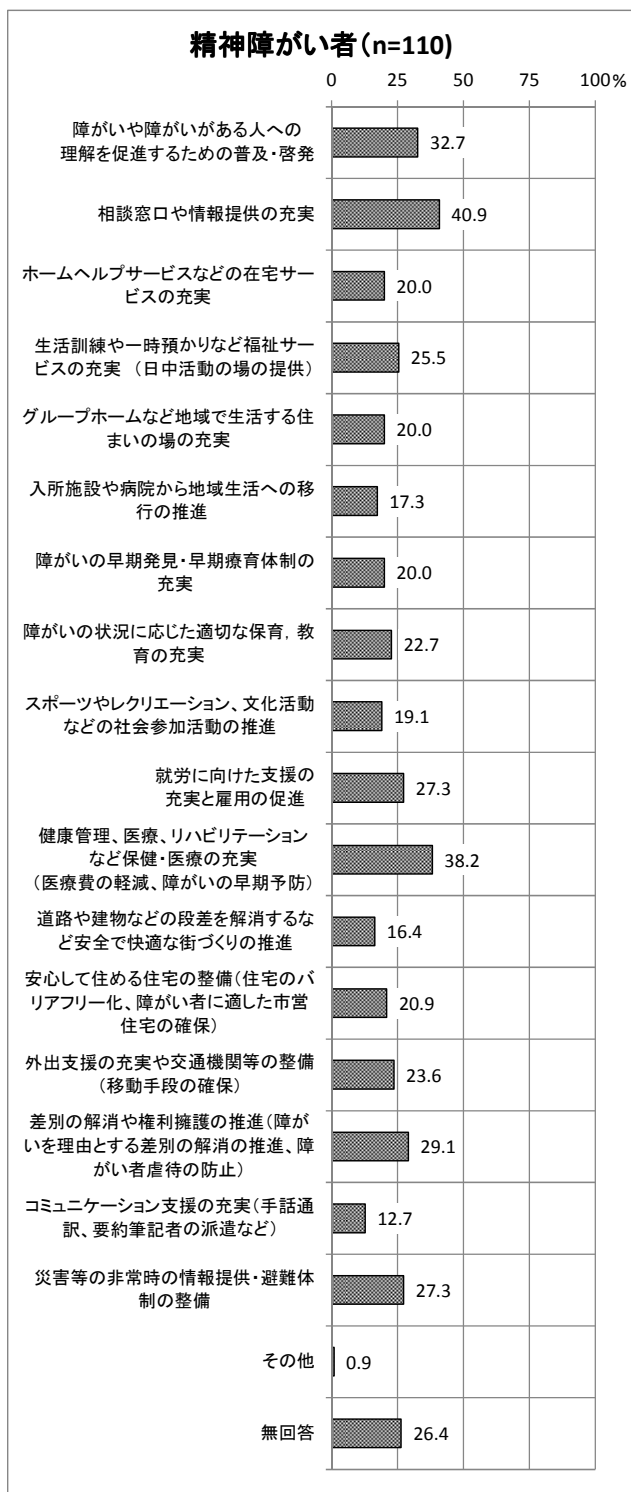
障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、全障がい者で「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発活動の推進」が挙げられています。また、知的障がい者では「福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流」や「学校等における人権教育の充実」が求められています。



⑰ 今後、重要だと思う福祉施策

今後、重要だと思う福祉施策については、全障がい者で「障害や障がいのある人への理解を促進するための普及・啓発」、「相談窓口や情報提供の充実」、「健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実（医療費の軽減、障がいの早期予防）」の割合が高くなっています。また、知的障がい者では「就労に向けた支援の充実と雇用の促進」の割合が高くなっており、「障がい福祉サービスの充実」や「就労に関する支援」が求められています。





⑩ 家族や介助者が介助することについて感じていること

家族や介助者が介助することについて感じていることでは、知的障がい者、精神障がい者、難病患者で身体的・精神的・経済的負担が大きく、仕事や家事、休息の時間が不足していることや介助ができなくなった場合の不安が大きいことが伺えます。障がい者を支援するとともに、介助者への支援も求められています。





## 第3章 計画の基本理念・基本目標

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、前回の考え方を継承するとともに、国の「障害者基本計画」、茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえて、つぎのように定めます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」とあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

#### 基本理念

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

### 2. 基本目標

本市の「小美玉市総合計画」での保健福祉部門の基本目標「ぬくもりにあふれる健やかなまち」のもと、障がい福祉の充実のため、6つの基本目標を掲げます。

基本目標の実現には、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、実施事業の方向性や必要性について適宜見直しを行い、市民サービス及び市民満足度の向上に努めます。

#### 「ぬくもりにあふれる健やかなまち」

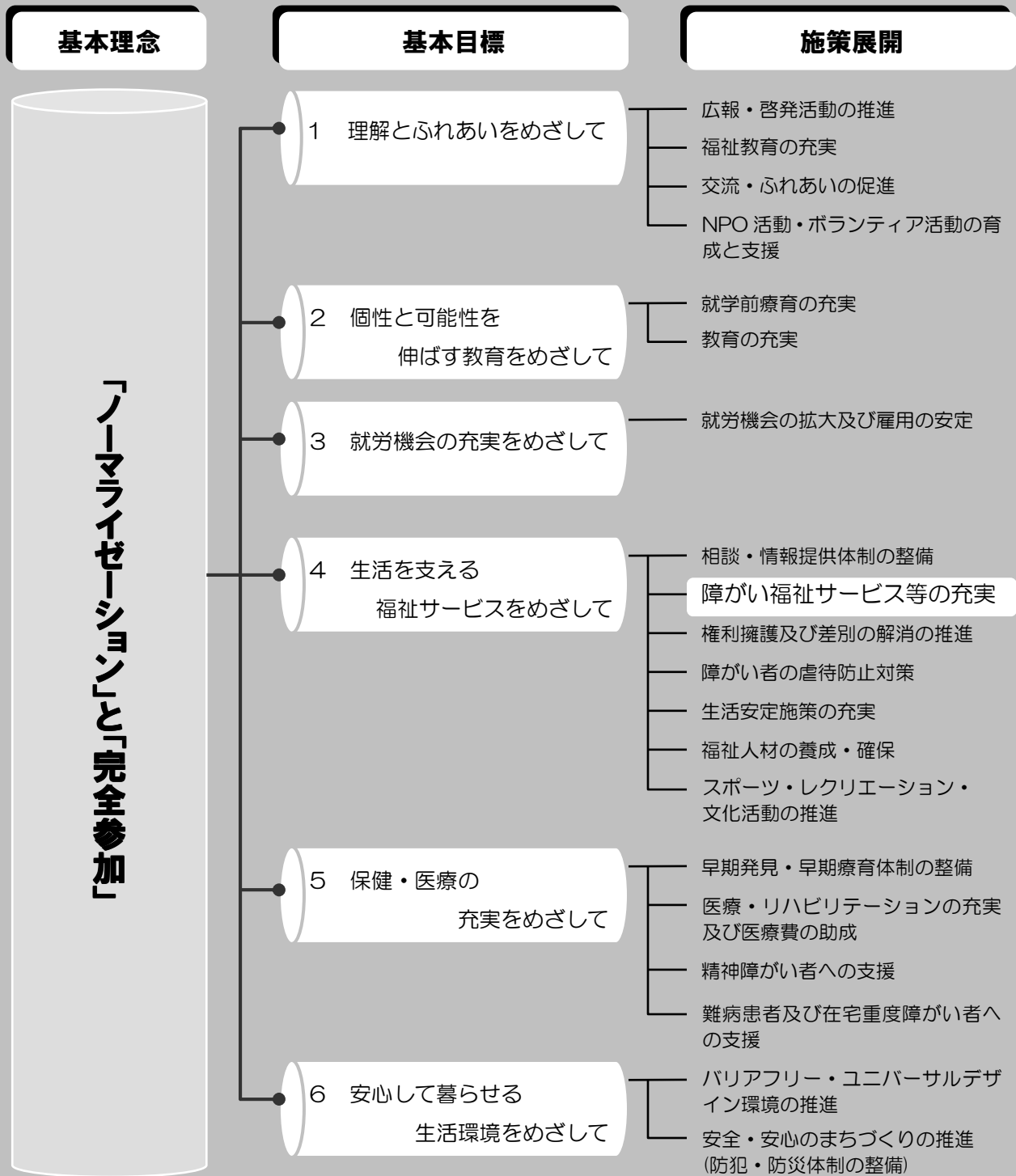
##### 【基本目標】

- 1 理解とふれあいをめざして
- 2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして
- 3 就労機会の充実をめざして
- 4 生活を支える福祉サービスをめざして
- 5 保健・医療の充実をめざして
- 6 安心して暮らせる生活環境をめざして

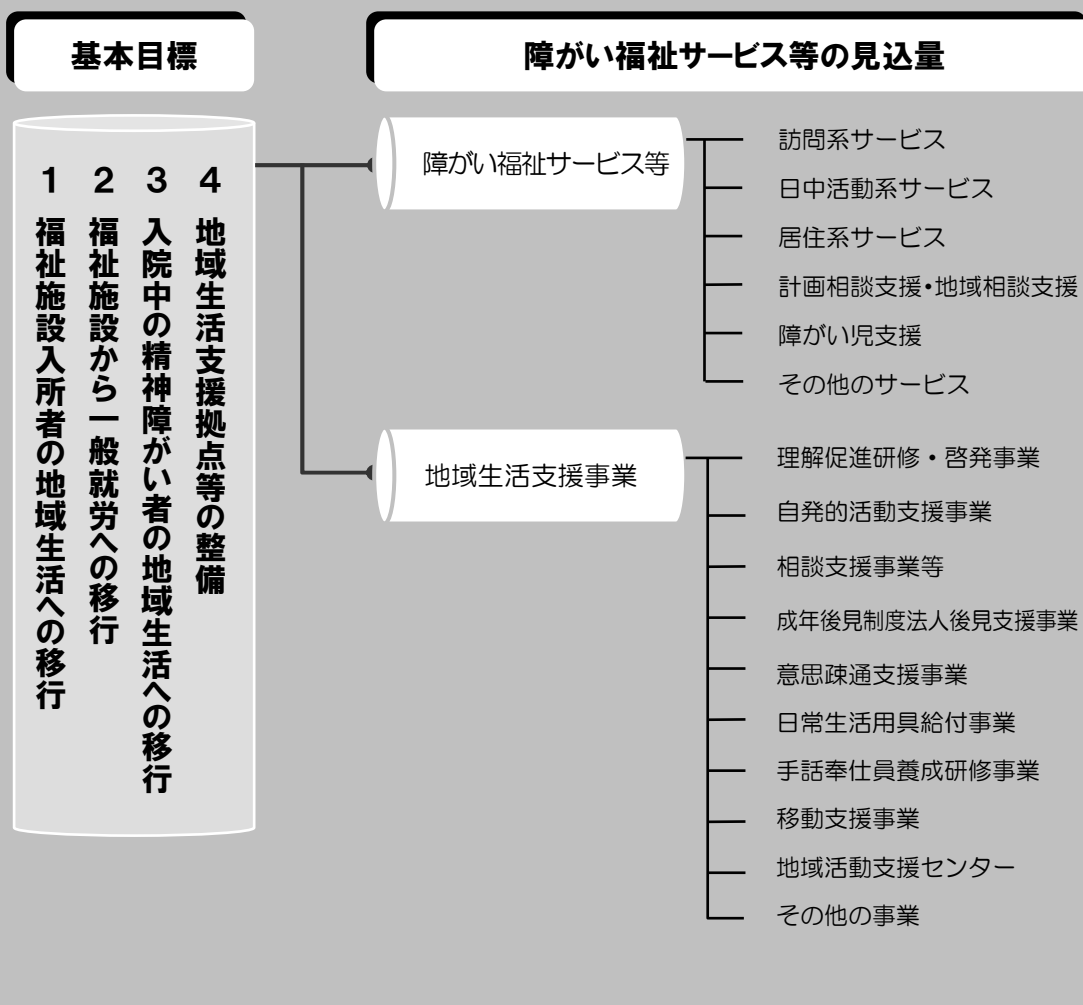
### 3. 施策の体系

障がい者計画と障がい福祉計画の位置づけ

#### 小美玉市障がい者計画(障害者基本法による)



## 小美玉市障がい福祉計画 【障害者総合支援法等によるサービス】



### ■障がい者計画と障がい福祉計画

障がい者計画は、障がい者基本法に基づく障がい者福祉施策全般にわたる総合計画です。障がい福祉計画は、障がい者計画の中の障がい福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとなっています。



## 第2部 障がい者計画



## 第2部 障がい者計画

### 第1章 理解とふれあいをめざして

#### 1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もそうでない人も共に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約を受けている障がいのある人のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」が求められています。

アンケート調査結果より
特に知的障がい者や精神障がい者が差別や嫌な思いをしたことの割合が高く、知的障がいや精神障がいについて正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければなりません。
課題と今後
<p>これまで、市の広報やホームページ、パンフレットの配布、講演会の実施、障がい者団体との連携・協力等により、広報啓発活動を実施してきました。ともに生きる地域住民が障がい者や障がいについて、正しい理解を促進することが課題となっています。</p> <p>今後も継続して、「こころのバリアフリー」の実現に向けて、啓発活動を行うとともに、行政機関や障がい者団体、ボランティア団体等の市民団体が連携・協力し、障がい者への理解の促進を図ります。</p>
具体的施策
<p>◇ 広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動の推進 障がい者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、「広報おみたま」やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。</p>
<p>◇ 講演会・講座等による理解の促進 各種社会教育の講座や講演会等において、障がい特性および障がい者の理解につながるテーマをとり上げ、市民が障がいに対する理解を深める機会を確保します。</p>
<p>◇ 行政機関と各関係機関との連携体制の強化 小美玉市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と地域課題を共有するなど連携を強化し、福祉に対する理解の促進を図ります。</p>

## 2. 福祉教育の充実

同じ社会に生きる人間として、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒がお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくようになることが求められており、学校教育において、福祉教育を充実させることは、児童・生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。

アンケート調査結果より
園や学校などに望むこととして、「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>学校教育の場においては、学校教育全般において福祉教育を推進し、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲が高まるように指導しています。思いやりや助け合いの心を育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進していますが、より一層、充実させていくことが必要となっています。</p> <p>平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されるのに伴い、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」について理解し、体制を整備していくことが求められています。</p> <p>今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。</p>

具体的施策
<p>◇福祉教育体制の整備と充実</p> <p>福祉教育を推進する上では、学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解が必要になってくるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。</p>
<p>◇福祉教育の推進</p> <p>学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。</p>
<p>◇福祉に関する啓発や福祉活動の推進</p> <p>福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。</p>



### 3. 交流・ふれあいの促進

障がいのある人に対する理解を深めるには、実際に障がいのある人と交流することが求められています。

アンケート調査結果より
障がいのある人への市民の理解を深めることとして、「障がいのある人との市民交流を通じての理解と参加の促進」、「福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、小美玉市社会福祉協議会を中心に、障がい者・児童とのふれあい活動や教養講座などの事業を実施してきましたが、参加者の固定化が進み新規参加者が減ってきていることやふれあい活動を支援する人材の不足が課題となっています。</p> <p>今後も継続して、障がいのある人に対する理解を深めるため、中・高生の世代からできる入門講座の開催をはじめ、ふれあい活動による交流をより活性化するため、新規参加者を増やす工夫や交流活動を支援するなど、障がいのある人とそうでない人の交流やふれあいの場づくりを行う団体活動の推進を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇交流・ふれあいの場の拡大及び支援</p> <p>障がいのある人とそうでない人がふれあえる場を提供するとともに、障がいのある人の負担を軽減し、気軽に参加ができるように支援します。</p>
<p>◇イベント・教養講座等における交流支援</p> <p>イベント・教養講座等を開催する際に障がいのある人とそうでない人の交流が図れるよう支援します。</p>

#### 4. NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスを充実させていくだけでなく、自助・共助・公助が連携し、バランスよく支え合うことが求められています。

地域生活において、NPO・ボランティア団体は、障がい者と地域住民とのつなぎ役として重要な役割を担っています。関係機関との連携を図り、市民への啓発、ボランティア活動のリーダーの育成等、NPO・ボランティア団体の活動支援が求められています。

アンケート調査結果より
障がいのある人への市民の理解を深めることとして、「障がいのある人へのボランティア活動の推進」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録や、ボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努めるなど、ボランティアの充実を図るとともに、ボランティア活動のリーダーとなる人材の育成を行ってきましたが、より一層、関係団体と連携し、市民が福祉活動に参加するきっかけづくり、また、様々な地域課題に取り組む市民団体の育成が課題となっています。</p> <p>今後も小美玉市社会福祉協議会を中心に、NPO・ボランティア団体と情報を共有し、連携した事業を展開するとともに、市民が参加しやすい福祉活動の形を増やし、NPO・ボランティア団体と市民が輪となり福祉活動が行えるよう、育成・支援を行います。</p>

具体的施策
<p>◇NPO・ボランティア活動の支援</p> <p>NPO・ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っているとともに、市民が障がいに対して理解を深める機会となっています。ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPO・ボランティア活動を支援します。</p>
<p>◇NPO・ボランティアの人材育成</p> <p>NPO・ボランティア活動に対する学習機会の提供やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉活動の人材育成に努めます。</p>
<p>◇ボランティア活動への参加の促進</p> <p>市民にボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、小美玉市社会福祉協議会等の活動や地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、ボランティア活動への参加の促進を図ります。</p>

## ■障がい者の生活支援を行っているボランティア団体

団体名	活動内容
話し方教室	市の広報紙や図書を朗読録音し、目の不自由な方へ送る「声のテープ」の制作や朗読劇による施設慰問を実施している。
手話サークルストケシア	手話による聴覚障がい者との交流会や学校への手話指導のボランティアを行っている。
すみれの会	市内外の福祉施設、福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動している。
点訳サークル てんとうむし	社会福祉協議会の講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行っている。
手話サークル美野里	週1回の勉強会を行ないながら、小学校等にもボランティアとして出向いている。市文化祭において手話コーラスを実施。
にじの会	視覚障がい者に点字図書の点訳やカレンダーを作成している。
ハートフルハンド玉里	学校や社会福祉協議会での手話の指導等を行っている。
手話サークル ポプリ	学校や地域の行事（高齢者サロンや三世代交流）などで手話の指導等を行っている。

資料：小美玉市社会福祉協議会調べ（平成26年11月1日現在）

## 第2章 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

### 1. 就学前療育の充実

乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思う福祉施策として、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がいの疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行ってきました。情報共有等を行うことにより、障がいの疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになってきており、より一層、保育士・教諭など指導者の育成や人材確保、また早期療育に向けた保育園・幼稚園との連携した取り組みが課題となっています。</p> <p>今後は、指導者の人材確保のため教育関係機関等と連携するとともに、障がいのある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障がい児支援の強化に努めます。また、発達障がいに関し概念が示されたことで、情報共有等を行うことにより早期に発見することも可能となっているため、相談支援事業において保護者への支援方法等の充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進</p> <p>保育所・幼稚園・児童発達支援等における障がいのある児童の受入や、そのための職員配置を行うとともに、設備等の充実を行い障がい児療育の推進を図ります。</p>
<p>◇相談体制の充実</p> <p>障がいのある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育が受けられる相談体制を充実します。</p>
<p>◇一貫した早期療育体制の整備</p> <p>障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、障がいの疑いがある乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育など関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制の整備に努めます。</p>
<p>◇親の会との連携</p> <p>障がいのある児童をもつ家族同士のコミュニティ形成を支援し、障がいのある児童の家族が孤立しないように努めます。</p>

## 2. 教育の充実

本市の学校における特別支援学級の設置状況は、小学校・中学校ともに全校に設置されています。在學生は平成26年5月現在で、小学生が97人、中学生が42人、合計で139人が在学しています。

また、小美玉市には特別支援学校がないため、市外に設置された特別支援学校4箇所に通学しています。通学している児童・生徒は、小学生が24人、中学生が22人、合計46人となっています。

障がいのある児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じ、きめ細かな教育が行われることが求められています。

### ■特別支援学級の設置状況

#### 【小学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川小学校	○	○		羽鳥小学校	○	○	
野田小学校	○	○		堅倉小学校	○	○	
上吉影小学校	○	○		納場小学校	○	○	○
下吉影小学校	○			玉里小学校	○	○	
橘小学校	○	○		玉里北小学校		○	
竹原小学校	○	○		玉里東小学校	○	○	

#### 【中学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川南中学校	○	○		美野里中学校	○	○	
小川北中学校	○	○		玉里中学校	○	○	

#### アンケート調査結果より

園や学校などに望むこととして、「障がいの状況にあった指導をしてほしい」、「個別指導を充実してほしい」と回答している人がいます。特に知的障がい者への指導方法の充実が求められています。

課題と今後
<p>これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障がいの種別も多様化していることから、障がい児本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。</p> <p>今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がいに対応できる教職員の育成や学習障がい・注意欠陥多動性障がい等の通級指導教室の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障がいのある児童・生徒への一貫した支援の強化を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇早期からの教育支援及び進路指導体制の充実</p> <p>障がいのある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の適正な把握に努め、学校選択の指導等による適正な就学の推進を図ります。</p>
<p>◇特別支援教育の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育の推進をはかります。</p>
<p>◇障がい児保育等の充実</p> <p>障がい児を受け入れる幼稚園、保育園等の職員の資質の向上を努めるため、障がい児保育、教育の研修活動を推進します。</p> <p>また、特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、幼稚園、保育園と巡回支援専門員との連携強化を図ります。</p>

## 第3章 就労機会の充実をめざして

### 1. 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がいのある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されることになりました。また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がいのある人の経済面での自立を推進しています。

平成28年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮\*の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とそうでない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。

#### ■石岡管内（小美玉市と石岡市）の民間企業の雇用状況

年度	雇用障がい者数（人）	実雇用率（％）
平成21年度	106	1.48
平成22年度	110	1.45
平成23年度	132	1.61
平成24年度	140	1.51
平成25年度	156	1.65
平成26年度	161	1.65

資料：ハローワーク石岡（各年6月1日現在）

#### ■全国、茨城県の民間企業の雇用状況（平成26年6月1日現在）

区分	雇用障がい者数（人）	実雇用率（％）
全国	431,226	1.82
茨城県	4,723	1.75

注：本社が県内にある民間企業のうち、常用労働者が50人以上規模の企業を対象

アンケート調査結果より
<p>就労支援で必要なこととして、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と回答している人がいます。また、仕事したくない等の理由として、「自分に合う（できる）仕事がない」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>これまで、障がいのある人の就労支援を行ってきましたが、就労後、定着できるよう障がいのある人と雇用者の相談等を強化することが課題となっています。</p> <p>今後も継続して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」や「就労継続支援」サービスを積極的に利用できるように図るとともに、障がいのある人が就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。</p>
具体的施策
<p>◇就労の場の確保と拡大</p> <p>国、県、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して、障がい者の雇用の場の確保と拡大を図ります。</p>
<p>◇就労支援の推進</p> <p>就労に必要な知識や能力向上のため、一定期間、必要な訓練を行う「就労支援」制度の周知をするとともに、積極的な利用を推進します。</p>
<p>◇職業紹介の充実</p> <p>障がいの種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者就労支援センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。</p>
<p>◇就労後の就労定着相談体制の充実</p> <p>就労後、雇用者と障がい者の相談等に対応し、就労後の定着化に努めます。</p>



## 第4章 生活を支える福祉サービスをめざして

### 1. 相談・情報提供体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送るためには、障がいのある人のおかれている状況や意思決定の支援に配慮しつつ、相談や情報提供等の体制を整え、必要とするサービスを利用できるよう支援が求められています。

アンケート調査結果より
障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法として、「行政機関の広報紙」と回答している人がいます。また、今後、重要だと思う福祉施策として、「相談窓口や情報提供の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、本市の市民相談として、「心配ごと相談」や「人権相談」を定期的を開催してきました。</p> <p>また、障がい福祉の専門的な立場から相談支援事業所では、相談対応や情報提供を行うとともに、その他、身体・知的障がい者相談員による相談をはじめ民生委員・児童委員・保健師などが、障がい者や家族等に対して相談活動を行ってきました。</p> <p>聴覚障がい者の情報収集や意思疎通の支援として、手話通訳者等の派遣を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談や情報提供を行うとともに、聴覚障がい者や視覚障がい者などへ意思疎通のための支援を行います。</p>

#### ■障がい者及び家族等の相談数

相談窓口	平成 21 年 延相談件数	平成 22 年 延相談件数	平成 23 年 延相談件数	平成 24 年 延相談件数	平成 25 年 延相談件数
身体・知的障がい者相談員	—	—	—	26	38
委託相談支援事業所	174	375	389	513	1,041
合 計	174	375	389	539	1,079

※平成 24 年度より身体・知的障がい者相談員の委託事務は、県から市長村に権限委譲

具体的施策
◇障がい者福祉サービスの広報 障がい者が障害種別に受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。
◇障がい者相談支援事業の充実及び周知 障がい者やその家族からの相談に応じ、利用者のニーズにあった保健・医療・福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
◇障がい者ケアマネジメント体制の整備 障がい者一人ひとりのライフステージの課題を踏まえた、ケアマネジメント体制の強化を図ります。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援の充実を図ります。
◇意思疎通支援の確保及び充実 視覚障がい・聴覚障がいなどの意思決定が困難な障がい者等、情報の入手が難しいという課題に対応するため、点字、音声、手話、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。併せて手話通訳者や声のボランティアを活用し、福祉情報の提供のための環境整備に取り組みます。

## 2. 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続けるためには、自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、自立した日常生活又は社会生活が営むことができる環境整備が求められています。

障害者総合支援法では、社会モデルに基づく理念のもと、障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援を総合的に行うことが位置付けられました。また、障がい者の範囲の見直しにより難病患者が支援の対象に拡大されるなど、より一層、障がい福祉サービス等の充実が求められています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思う福祉施策として、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」、「生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実（日中活動の場の提供）」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がい福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。</p> <p>今後も、障がいのある一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい福祉サービス等の充実に努めます。</p>

具体的施策
<p>◇障がい者福祉サービス等の充実</p> <p>障害者総合支援法に基づいて実施される障がい福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実に図ります。</p>
<p>◇地域生活支援事業の充実</p> <p>地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実に図り、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。</p>

### 3. 権利擁護及び差別の解消の推進

障がいにより判断能力が十分でないため、福祉制度やサービスの利用をはじめ、日常生活のさまざまな場面において、自らの意思で契約等を結ぶことや金銭、財産を管理することが困難な場合があります。このため、必要な制度やサービスを受けることができなかつたり、悪徳商法などで自分に不利益な契約を結んでしまうおそれがあるなど、判断能力が十分でない人の権利を守るため、家族や支援者等の養護者、あるいは適切な第三者による支援体制の整備が求められています。

また、平成 28 年 4 月には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることとなり、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人そうでない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。

アンケート調査結果より
差別や嫌な思いをした経験した場所として、「外出先」、「学校・仕事場」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、成年後見制度の普及啓発や利用促進に取り組んできましたが、障がい者の地域生活移行が進む一方で、地縁・血縁の希薄化や親亡き後の問題など、障がい者に対する権利擁護・成年後見制度のニーズの増加が予想されるとともに、その支援体制の整備が課題となっています。</p> <p>今後は、障がい者の権利擁護を推進するため、関係機関との連携による支援体制の強化を図るとともに、継続して成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。</p> <p>障がい者への差別解消のため、平成 28 年に施行される「障害者差別解消法」の目的や内容の周知を図り、障がい者が必要とする社会的障壁の除去に必要な合理的配慮に努めるとともに、あらゆる差別の解消に取り組めるよう、関係機関との連携体制の整備を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇日常生活自立支援事業の周知と利用促進</p> <p>障がい者の権利を守るため、関係機関と連携強化し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。</p>
<p>◇成年後見制度の周知と利用支援</p> <p>成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度の周知及び利用の促進に努めます。</p>

◇障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進

障害者差別解消法の適切な運用を図り、障がいを理由とする差別解消に向けた普及啓発とその取り組みを推進します。

◇行政サービス等における配慮

行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。

## 4. 障がい者の虐待防止対策

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

虐待が起こる場所は、密室で閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいといわれています。虐待を受けた障がいのある人を守るため、関係機関や地域住民とのネットワークを構築し、早期に発見しやすい体制を整えるとともに、発生時には早急に適切な対応を取れる体制の整備が求められています。さらには、未然防止・再発防止等、より一層の環境整備が求められています。

### アンケート調査結果より

今後、特に重要だと思う福祉施策として、「差別の解消や権利擁護の推進（障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止）」と回答している人がいます。

### 課題と今後

平成24年10月に障がい者虐待防止センターを設置し、地域における障がい者虐待の防止、虐待の発見、虐待を受けた障がいのある人の保護に努めてきました。

今後も、障がいのある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障がい者虐待防止センターを基盤とし、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障がいのある人の保護、さらに、その後のサポート及び障がいのある人の養護者へのサポートを行います。

### 具体的施策

◇障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進

障がい者の虐待に対して、関係機関にて日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、具体的方策について協議し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。

◇障がい虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

「障がい者虐待防止センター」が基盤となり、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。

## 5. 生活安定施策の充実

障がいのある人が生活の安定を図るためには、障がいのある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスや障がい年金、障がいを支給事由とする各種手当、税の減免制度等を利用しやすく、わかりやすくすることも求められており、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に関する支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思う福祉施策として、「グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで障がいのある人が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、年金・各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行うとともに、地域において安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域生活に移行する障がいのある人へ住まい・居場所に対する充実した支援を行います。</p>

具体的施策
<p>◇年金・手当などの制度の周知</p> <p>年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。</p>
<p>◇住まい・居場所の充実</p> <p>施設から地域生活に移行した障がい者が住まいに困らないよう、適切な支援に努めます。</p>

## 6. 福祉人材の養成・確保

障がいのある人の生活を支援していくためには、多様化するニーズに適切に対応し、福祉を支える担い手の資質の向上と量的な確保が求められます。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思う福祉施策として、「コミュニケーション支援の充実（手話通訳、要約筆記者の派遣など）」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>平成26年度から聴覚障がいの方の生活や関連する福祉制度などについて理解や認識を深めるとともに、日常生活程度の会話ができる手話技能を有する者を養成することを目的として手話奉仕員養成講座を開講しました。</p> <p>この他、様々な場面における福祉サービスの担い手の養成と確保を積極的に行います。</p> <p>地域住民の方の障がいのある人に対する理解促進の上で、障がいのある人の支援を行うきっかけを与え、障がいのある人に関わる専門の人と地域住民の方との連携に努めます。</p>
具体的施策
<p>◇手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保</p> <p>手話通訳者講習会等への参加を呼びかけるとともに、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保や、専門知識の習得や技術の向上に努めます。</p>
<p>◇手話奉仕員の養成及び確保</p> <p>地域社会の中に、障がい者のコミュニケーションを支援できる人材を増やすため、手話奉仕員の養成に努めます。</p>
<p>◇障がい者福祉関係者の資質の向上</p> <p>障がい者福祉関係者に対し、学習会等を開催し、資質の向上に努めます。</p>
<p>◇福祉の担い手と支援団体の育成</p> <p>社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、専門性の高い人材の確保に努めます。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。</p>

## 7. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障がいのある人もそうでない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思ふ福祉施策として、「スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進」と回答している人がいます。

課題と今後
障がいのある人に対して生きがい・交流・教養を高めるため、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行ってきました。
本市では、スポーツ活動について、日頃、水に接する機会が少ない障がい者を対象に、健康と水とのふれあいを目的に「障がい者水の集い」を開催しています。また、茨城県ゆうあいスポーツ大会、茨城県身体障害者スポーツ大会やナイスハートふれあいフェスティバルなど障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション・文化活動に多くの方が参加しています。
今後も継続して、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動へ参加しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人とそうでない人との交流やふれあいを促進します。

具体的施策
◇レクリエーションの充実及び活動の支援 障がい者レクリエーション事業の情報提供や活動の支援に努めます。
◇芸術文化活動の振興 障がい者の文化活動への参加に配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障がい者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。
◇障がい者も楽しめるスポーツ活動及び各種教室等の支援 体力や年齢、あるいは興味や活動意欲等に応じ、日常的にスポーツ・文化活動に親しめるよう、関係機関と連携して各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催の支援に努めます。



## 第5章 保健・医療の充実をめざして

### 1. 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障がいの早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を整備することが求められています。

また、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携をより一層強めていくことも重要です。

#### アンケート調査結果より

今後、重要だと思う福祉施策として、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している人がいます。

#### 課題と今後

これまで、3か所の保健センター等で健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきました。

母子保健では、乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。特に健康診査時に精神・運動発達面で精査が必要とされる乳幼児については、発達相談や医療機関の受診をすすめ、より専門的な機関につなげることで障がいの早期発見に努めています。

成人保健では、運動不足や食生活の乱れ、休養不足等生活習慣の悪化により引き起こされる「生活習慣病」対策として、早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査や各種がん検診等を実施しています。動脈硬化に起因する心疾患や脳血管疾患は壮年期以降の障がいの大きな原因となるため、生活改善の必要な方に対しては、特定保健指導をはじめ、各種健康教室・相談・訪問等において生活習慣病改善のための指導や健康づくりのための指導を行っています。近年増加しているところの悩みをもった方（精神に障がいのある方を含め）に対しては、ところの健康相談やデイケア・訪問指導の充実にも努めています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

■乳幼児健診受診率の推移

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 ヶ月健診	89.2%	91.0%	93.6%	94.7%	92.2%
1 歳 6 ヶ月健診	87.4%	88.3%	92.4%	96.0%	91.1%
2 歳児歯科健診	80.0%	81.5%	89.1%	86.2%	90.3%
3 歳児健診	84.0%	78.5%	85.6%	89.5%	91.3%

資料：小美玉市調べ

具体的施策
◇早期発見・早期対応 健康診査等の各種施策を推進し、早期発見・早期対応に努めます。
◇早期療育体制の整備 関係機関と連携し、早期療育体制の整備に努めます。
◇相談・教室等の保健指導の充実 専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導等の充実に努めます。
◇発達障がい等の正しい知識の普及啓発 啓発活動の充実や各種健康教室等を推進します。

## 2. 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

障がい種別の多様化により、それぞれの障がいのある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

アンケート調査結果より
健康管理や医療について困ったこととして、「専門的な医療機関が少ないこと」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。</p> <p>今後も継続して、医師・保健師・看護師等による相談体制を障がい特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障がいのある人及び障がい者世帯の負担軽減に努めます。</p>

具体的施策
<p>◇障がい者に対する医療体制の充実</p> <p>障がいの特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。</p>
<p>◇保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実</p> <p>保健・健康・医療・リハビリテーション等の情報提供や、障がいの特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。</p>

### 3. 精神障がい者への支援

精神障がい者が社会復帰後に安心して生活を送るためには、地域の環境を整えることが求められています。本市の精神障がい者数の推移からも精神疾患を有する人が増加の傾向にあります。身体障がいや知的障がいに比べて、精神障がいに対する福祉施策や地域生活支援等のための福祉サービスの基盤整備が立ち後れてきたため、より一層、精神障がい者への保健・福祉施策の充実が求められています。

アンケート調査結果より
<p>悩みや相談したいこととして、「仕事や就職に関すること」と回答している人の割合が、精神障がい者が最も高くなっています。就労支援として、精神障がい者は「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」と回答している人がいます。</p>

課題と今後
<p>これまで、精神障がい者が退院後に、安心して生活が送れるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神障がいに対する正しい知識の啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談」の充実を図ってきました。</p> <p>今後も継続して、精神障がい者が安心して生活を送れる環境を整えていくとともに、精神障がいに対する理解の促進に努めます。</p> <p>また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個人の状態に応じた細やかな支援ができるよう努めます。</p> <p>精神障がい者への就労支援に関しては、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っており、精神障がい者の就労は増加傾向となっておりますが、職場への定着化が課題となっております。</p> <p>今後も継続して、精神障がい者への就労支援を行うとともに、関係機関と連携して就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇精神保健福祉施策の充実 安心して生活が行えるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。</p>
<p>◇精神障がいに対する理解促進 市民に対して精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p>
<p>◇就労後の相談支援体制の強化 精神障がい者の就労後の定着化に向け、相談支援体制の強化を図ります。</p>

#### 4. 難病患者及び在宅重度障がい者への支援

難病患者や在宅重度障がい者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病が加えられ、難病患者も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思ふ福祉施策として、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、難病患者を対象に見舞金支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。また、重度障がい者世帯を対象に住宅設備の改造にかかる費用の助成を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、在宅福祉サービス等の周知を図り、難病患者や在宅重度障がい者へ支援を行います。</p>

具体的施策
<p>◇難病患者への負担軽減</p> <p>これまでに実施してきた「難病患者福祉見舞金制度」の周知を図り、対象者に確実に支給が行われるよう努めます。</p>
<p>◇住宅改造に対する支援</p> <p>住宅改造等の助成制度の情報提供や、必要な改造を提案します。</p>
<p>◇生活支援事業の周知及び利用促進</p> <p>障がい者の療養生活の支援に努めます。</p>

## 第6章 安心して暮らせる生活環境をめざして

### 1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がいのある人や高齢者をはじめとする全ての人々が、尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、公共施設や公共交通・移動手段のバリアフリー化を進め、安心感をもって、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

アンケート調査結果より
外出時に困ることや不便に思うこととして、「建物・駅などの段差」、「道路の段差」、「トイレ」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、平成8年に茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、市内を自由に移動し、活動できるように、本市の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。</p> <p>今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗などの民間施設のバリアフリー化の整備を促進していきます。</p>

具体的施策
<p>◇ユニバーサルデザインに基づく、バリアフリー化の推進</p> <p>誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。</p>
<p>◇障がい者等に配慮した住宅の整備</p> <p>障がいの特性等に応じた、適切な住宅の整備を図ります。</p>
<p>◇公共施設等の改善整備</p> <p>障がい者や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。</p>

## 2. 安全・安心のまちづくりの推進(防犯・防災体制の整備)

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみを積極的に推進することが求められています。

アンケート調査結果より
災害時に困ることとして、「救助を求めることができない」、「安全なところまで、避難することができない」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、本市では、災害時やそのおそれがある場合に、家族などの支援が困難で何らかの助けを必要とする障がい者など災害時要援護者が、地域の中で支援を受けられ、安心安全に暮らすことができるように、災害時要援護者台帳の整備に努めてきました。さらに、災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などを中心に構成される支援組織との連携をしてきました。</p> <p>今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇防犯・防災などの安全確保対策の推進</p> <p>災害発生時に障がい者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。</p>
<p>◇消費者被害対策の啓発・推進</p> <p>悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。</p>
<p>◇災害時の避難支援の体制整備</p> <p>障がい者に配慮した避難所、避難路の整備を推進します。</p>





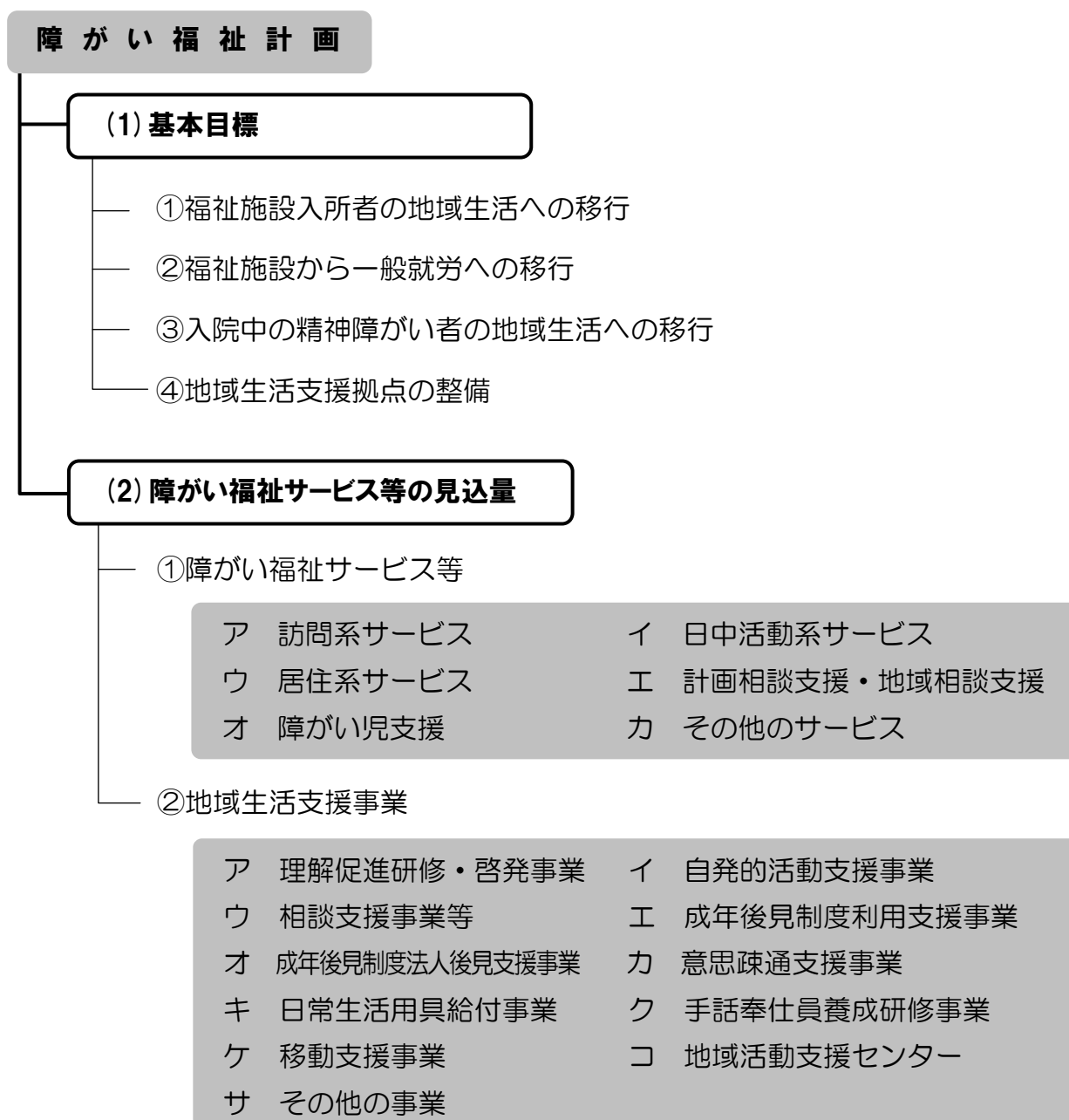
## 第3部 障がい福祉計画



## 第3部 障がい福祉計画

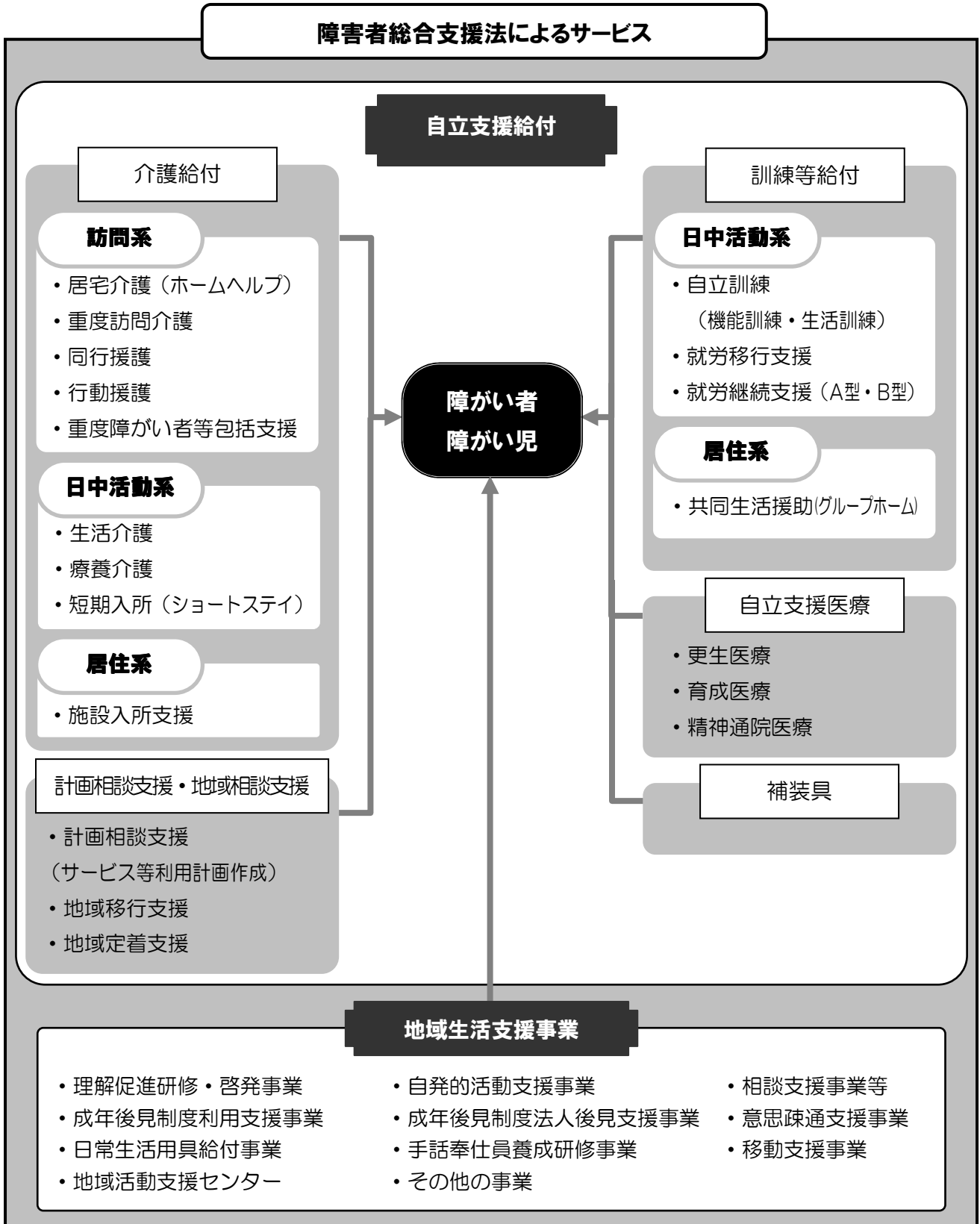
### 第1章 施策の体系

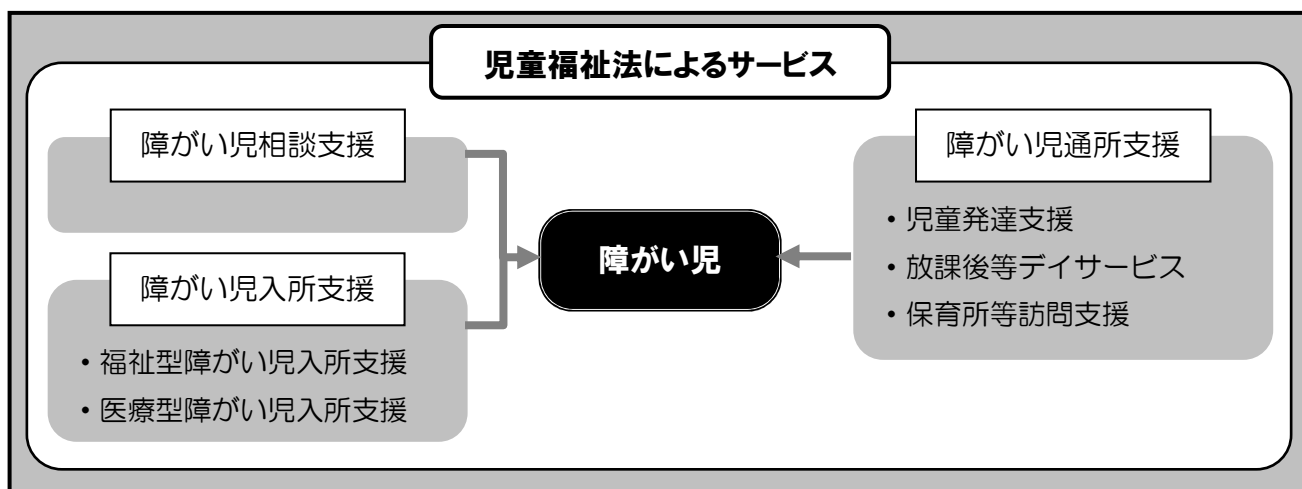
#### 1. 計画の体系



## 2. サービスの内容

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。





※障がい児入所支援は都道府県が実施主体となります。

## 第2章 障がい福祉計画の基本目標

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、平成29年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者の削減においては、平成25年度末の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本市では、平成25年度末現在の入所者65人のうち8人が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、3人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成25年度末時点の福祉施設入所者数	65人	小美玉市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
平成29年度末時点の福祉施設入所者数	62人	
【目標値】 地域生活移行者数	8人 12.3%	平成29年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【目標値】 削減見込	3人 4.6%	平成29年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数

## 2. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、平成29年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、移行実績を達成するため、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すとしています。

本市では、平成29年度中に4人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数については、31人の利用者数を目標とし、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とします。

区 分	数 値	備 考
平成24年度の年間一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設から一般就労した人の数
平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	19人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数	4人 2倍	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	34人 1.79倍	
【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	就労移行率とは、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した人の割合

### 3. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、①入院後3ヶ月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した人の割合）を64%以上、②入院後一年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した人の割合）を91%以上とすることを基本としています。また、③長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本としています。

本市では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するとともに、精神障がい者の退院支援に向けた取り組みを推進します。

### 4. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点を居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

地域生活支援拠点の整備については、地域での取り組みが基礎となるため、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つが挙げられており、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が連携して、整備を推進していきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備の数	1箇所	地域の資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う面的整備を含めて整備する数とします。



## 第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と第4期における見込量

### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	実利用者数	29	28	31	33	36	39
同行援護 重度障がい者等包 括支援	時間/月	273	385	373	396	432	468

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（ショートステイ）等があり日中にサービスを利用するものです。

就労継続支援は、国の指針では、就労継続支援B型の利用に係る経過措置が平成26年度末でとなっており、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指しています。今後、地域移行された方の日中生活する場所の提供が求められています。

障がいのある人の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又はにおいて、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

事業名	事業の内容
就労継続支援 A型 (雇成型)	<p>一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。</p>
就労継続支援 B型 (非雇成型)	<p>一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。</p>
療養介護	<p>医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所	<p>自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
生活介護	実利用者数	82	81	88	103	112	121
	日数/月	1,754	1,750	1,809	2,180	2,371	2,561
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	3	1	1	3	3	4
	日数/月	39	22	19	48	48	64
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	16	14	14	20	22	24
	日数/月	262	253	270	360	396	432
就労移行支援	実利用者数	19	19	26	27	30	34
	日数/月	371	366	487	513	570	646
就労継続支援 A型 (雇用型)	実利用者数	2	3	5	8	9	11
	日数/月	62	61	98	176	198	242
就労継続支援 B型 (非雇用型)	実利用者数	27	49	51	59	68	77
	日数/月	555	809	856	1,003	1,156	1,309
療養介護	実利用者数	6	6	6	6	6	6
	日数/月	186	186	180	186	186	186
短期入所(福祉型)	実利用者数	13	14	21	21	23	26
	日数/月	107	115	152	168	184	208
短期入所(医療型)	実利用者数	0	0	1	2	2	2
	日数/月	0	0	4	8	8	8

### 3. 居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

これまで就労支援又は就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人が、地域において自立した日常生活に向けての援助を行う共同生活援助（グループホーム）と、地域での日常生活に向けて介護や支援を行う共同生活介護（ケアホーム）がありましたが、平成26年4月に障害者総合支援法の改正により、グループホームとケアホームが一元化され、介護の必要性の有無に関わらず、共同生活援助の利用対象となりました。より一層、障がいのある人の地域における住まいの選択肢が拡大されるとともに、地域移行を促進していくことを目的としています。

共同生活援助は、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行をすすめることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。また、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。これらを踏まえ見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
施設入所支援	実利用者数 人/月	64	59	67	64	63	62
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 人/月	28	32	33	38	42	47

#### 4. 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリングなど、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

平成27年4月からは、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての対象者がサービス等利用計画の作成が義務化されることから、事業者の新規参入の働きかけや相談支援事業者との連携強化による質の向上など、相談支援体制の整備に努めます。

また、平成24年度から地域相談支援として創設された「地域移行支援・地域定着支援」については、対象者の把握に努めながら地域生活の移行の推進を図ります。

事業名		事業の内容
計画相談支援		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

#### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	実利用者数人/年	109	207	444	504	516	552
地域移行支援	実利用者数人/年	0	0	0	18	18	18
地域定着支援	実利用者数人/年	0	0	0	12	24	24

## 5. 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援をするものです。

平成24年4月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、これまで、それぞれの枠組みのなかで行われてきた障がい児への支援は、施設及び事業の一元化とともに障がい児の通所による支援の実施主体が市町村に移行されるなど、障がい児支援の強化が図られました。

児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれることとなりました。また、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、障害者自立支援法での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障がい児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本市の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込み量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進します。

### （1）障がい児相談支援

事業名	事業の内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請時に「障害児支援利用計画（案）」を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

#### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
障がい児相談支援	実利用者数人/年	10	21	120	156	168	180



(2) 障がい児通所支援

事業名	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
児童発達支援 医療型児童発達支援	実利用者数	20	35	42	51	57	63
放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	日数/月	156	274	394	459	513	567

## 6. その他のサービス

事業名	事業の内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	<p>自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」の3つに分けられています。このうち市町村が実施主体となるのが「育成医療」「更生医療」であり、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合に支給認定されます。自己負担は原則1割ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に一か月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。</p> <p>【対象者】</p> <p>育成医療：身体に障がいを有する児童（18歳未満）</p> <p>更生医療：身体障がい者手帳の交付を受けた人（18歳以上）</p>

## 第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量

### 1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。

今後も、障がいに対する理解や関心が多くの方の市民に深まるよう事業内容の充実を図ります。

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	広報・啓発活動をはじめ、研修会や講演会の開催など、障がいの有無に関わらず多くの地域住民が参加できるような交流の機会を設けることで、障がいのある人への理解を深めます。

#### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

## 2. 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行う事業です。

今後は、ボランティアの養成や活動を支援するとともに、障がいのある人の権利や自立のため、社会に働きかける活動を支援します。

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

### 3. 相談支援事業等

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必用な提案、助言、支援をするというきわめて重要な役割が期待されています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会）を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。また、既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための体制整備及び人材育成に努めます。

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、福祉に関する様々な問題や安定した地域生活のための、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助など総合的な相談支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。 本市においては、相談支援事業所や関係機関と連携をとり、支援に向けた人員の確保や仕組み作りに取り組みます。
住宅入居等支援事業	民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。 本事業については、一部の事業を除き、法改正により創設された地域移行支援・地域定着支援として個別給付化されたことから、利用者のニーズに応じた事業の実施に努めるとともに、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。 本市においては、誰もが気軽に利用できるよう、成年後見制度や権利擁護の情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
相談支援事業 (委託事業所)	箇所	2	4	4	4	4	4
相談支援事業 (直営)	箇所	0	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能 強化事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援 事業	実利用者数 人/年	0	0	0	1	1	1

#### 4. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、社会福祉協議会やNPO法人など適切な事業運営が確保できると認められる団体の参入を働きかけるとともに、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築に努めます。

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活用等のための地域の実態を把握し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築に努めます。

##### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

## 5. 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、茨城県聴覚障害者協会への委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。また、手話通訳者を行政窓口を設置するよう人員の確保に努めます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者が他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業	手話通訳者を市役所内に配置して、事務手続き等の利便を図ります。

### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数人/年	43	22	20	20	20	20
手話通訳設置事業 (実設置見込み者数)	実利用者数人/年	0	0	0	0	0	1



## 6. 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。

用具の機能や性能の向上、価格の変動に合わせ、給付対象とする「障がい程度基準」や「給付基準額」の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

種 目 名	種 目 の 内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

### 【第3期実績値、第4期見込量】

日常生活用具給付事業	単 位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
介護訓練支援用具	件/年	1	2	2	2	2	3
自立生活支援用具	件/年	9	15	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	4	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	6	7	8	8	9
排せつ管理支援用具	件/年	836	877	893	914	933	953
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	4	4	5	6	6
合 計		846	857	868	944	964	986

## 7. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成し、聴覚障がい者等との交流活動の推進などの支援者として期待される人材の育成・確保を図ります。

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	0	0	13	10	10	10

## 8. 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
移動支援事業	実利用者数 人/年	10	12	10	13	14	15
	延利用時間 時間/年	156	150	140	182	196	210

## 9. 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業などを行います。

類 型 名		サービスの内容
地域活動支援センター 基礎的事業		創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センター Ⅲ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、2名以上の職員配置と安定的な経営によりセンター事業を実施します。

### 【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	
地域活動支援センターⅠ型	実利用者数 人/年	7	7	7	8	8	8	
地域活動支援センターⅡ型	実利用者数 人/年	8	5	5	6	7	8	
地域活動支援センターⅢ型	実利用者数 人/年	15	14	17	17	19	21	
① 基礎的事業	箇所	7	7	7	7	7	7	
②	機能強化事業Ⅰ型	箇所	3	3	3	3	3	3
	機能強化事業Ⅱ型	箇所	1	1	1	1	1	1
	機能強化事業Ⅲ型	箇所	3	3	3	3	3	3

## 10. その他の事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業 (日常生活支援)	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場の提供を行います。
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員を配置し、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業 (社会参加支援)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室などを開催します。
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	障がい者の就労等社会参加に伴い、自動車の運転免許を取得した際に、その運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	重度の身体障がい者の就労等社会参加に伴い、自らが使用又は運転する自動車を取得する際に、その自動車の改造に要する経費を助成します。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
日中一時支援事業	実利用者数 人/年	45	48	53	57	60	64
	延利用者数 回/年	1,806	1,607	2,014	2,166	2,280	2,432
発達障がい等巡回支援事業	巡回施設 箇所数	—	17	17	17	17	17
	延巡回施設 数	—	216	216	216	216	216
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数 人/月	1	0	1	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数 人/年	3	0	1	1	1	1

## **第4部 計画の推進に向けて**





## 第4部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進に向けて

---

#### 1. 地域福祉の推進

地域福祉の推進のためには、自助・公助・共助が相まって、公私が協働をしながら取り組みを進めていく必要があります。

その中で、障がいのある人と障がいのない人がともに協働し、住みなれた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会をめざすことが必要です。

障がいのある人やボランティアなどを含めた地域住民の福祉を推進していきます。

#### 2. 情報提供の充実

本計画をはじめ、制度やサービスについての情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。

#### 3. 相談支援体制の充実

障がい者福祉施策を推進していくためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、障がい者やその家族が身近な場所で、情報提供をはじめ、適切なケアマネジメントと相談支援が図られるよう、相談支援体制の充実と強化に努めます。

#### 4. 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成

障がい者福祉施策の推進のため、一般職員・専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障がい福祉サービス提供事業者等の人材の確保・育成に努めます。

#### 5. 関係各課・関係機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、県及び近隣市町村をはじめ、医療、保健、教育、雇用・就労等の各関係機関の相互協力のもと連携を図りながら、施策を推進します。

## 6. 計画推進の評価

本計画の施策やサービスの実行性を高め円滑な推進を図るため、「小美玉市地域自立支援協議会」において計画の進捗状況を把握し、点検・評価及び課題事項の検討等を行います。その上で、改善等が必要な場合には、随時、対応していくことが必要となっています。

本市では、PDCAサイクルである、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。